

事務連絡
令和7年3月5日

長野国有林森林整備協会
名古屋造林素材生産事業協会
(一社)長野林業土木協会
(一社)名古屋林業土木協会
(一社)林道安全協会中部支所
(一社)林道安全協会中部支所名古屋出張所

殿

中部森林管理局 森林整備部長

請負事業体等の重大災害の発生について

令和7年1月7日と8日に北海道局管内の立木販売箇所と造林請負箇所において重大災害が発生し、その概要が別添1・2のとおり林野庁業務課長から送付されました。

別添1の立木販売箇所の災害については、同僚が木材グラップル機により伐倒木（ホオノキ）を木寄せした際、伐根から約1m離れた箇所に待機していた被災者の左腹部に木材グラップル機のアタッチメントが当たり受災したと推定されるもので、別添2の造林請負箇所の災害は、被災者が伐倒作業の際、伐倒木（シラカバ）を伐倒したところ、伐倒木が隣接していたトドマツにかかり木となった状態で、被災者に持病の症状があらわれたため対処しようとした際、かかり木となっていた伐倒木がトドマツから外れて倒れ、跳ね上がった伐倒木が被災者に当たるとともに、被災者が地面に倒れた際に背中を倒木で強打し受災したと推定されるものです。

今回の2件の災害は、いずれも伐倒作業時に発生しており、周囲の状況確認や立入禁止区域での作業、安全な箇所への退避などが行われないなど、安全作業に係る基本的事項が遵守されておらず、請負事業体等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される状況となっています。

また、今回の2件の災害により今年度の重大災害の発生件数は7件となり、昨年度の発生件数4件を大きく上回る状況となりました（ほか1件、事業主の災害で計上されていません。）。

つきましては、本件のような災害を防止するため、傘下会員に対して、このたびの災害概要を周知するとともに、下請け者を含む全ての現場従業員が様々な危険予知を行い安全な作業に徹するよう、機会ある毎に繰り返し要請をお願いします。

(担当:企画官(間伐推進担当) TEL050-3160-6569)

事務連絡
令和 7 年 3 月 3 日

各森林管理局
森林整備部長 殿
(請負事業者等労働安全衛生担当扱い)

林野庁業務課長

請負事業者等の重大災害の発生について

令和 7 年 1 月 7 日、北海道森林管理局管内の立木販売において発生した重大災害の概要を別添のとおり送付する。

今回の災害は、同僚が木材グラップル機により伐倒木（ホオノキ）を木寄せした際、伐根から約 1 m 離れた箇所にて待機していた被災者の左腹部に木材グラップル機のアタッチメントが当たり被災したと推定されるものである。

本災害は、伐倒した際に雪が舞い視界不良となった状況で、被災者の位置を確認せずに木材グラップル機の作業範囲内に被災者を立ち入らせた状態で木寄せが行われ被災したものと推察され、安全作業に係る基本的事項が遵守されておらず、請負事業者等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される事態である。

また、今年度に発生した重大災害 8 件（1 月 15 日現在）のうち 5 件が立木販売（労働災害 4 件、事業主による災害 1 件）で、そのうち 4 件が下請事業者によるものであり、災害防止を図る上で由々しき事態であると認識しているところである。

このため、各森林管理局署においては、あらゆる機会をとらえて、請負事業者、立木販売の買受者、樹木採取権者に対し、別紙関連法令等を踏まえ、契約約款や仕様書等に基づき、下記を中心とした安全作業に係る基本的事項について改めて周知徹底し、類似災害の防止に努めるよう注意喚起するとともに、労働基準監督署との緊密な連絡協力を図り、各署等の実態に応じて適切な指導を行われたい。併せて、事業者への注意喚起事項が現場作業員まで周知・徹底されるよう要請されたい。

さらに、立木販売の買受者が下請事業者にて作業の委託等を行う場合は、事業者へ労働安全衛生に関する諸法令及び諸通達等の遵守を促すよう要請されたい。

また、関係職員等に対し、本件災害概要等について周知を図られたい。

なお、これらの対応とともに、「請負事業者等の労働災害防止対策の推進について」（令和 6 年 4 月 25 日付け林野庁業務課長事務連絡）に基づく現場巡視等を適切に実施されたい。

記

- 1 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系木材伐出機械又は取り扱う原木等に接触することにより作業員に危険が生ずる

おそれのある箇所に作業者を立ち入らせないこと。

(安衛則第151条の95、林災防規程第101条、114条関連)

2 事業者は、伐木等機械による作業について、作業者に、次に掲げる事項を行わせること。

(1) 運転者と他の作業者にトランシーバー等の通信装置を携帯させるか、一定の合図を定め、確実に行わせること。

(2) 運転者は、機械始動時にクラクションを鳴らして、他の作業者に注意を促すとともに、危険区域内に他の作業者や機械の有無等、周囲の確認のための指差し呼称を行うこと。

(林災防規程第115条関連)

3 事業者は、車両系木材伐出機械を、グラップルによるワイヤロープを介した原木等のつり上げ等、当該車両系木材伐出機械の主たる用途以外の用途に使用させないこと。

ただし、ウインチ及びガイドブロックを用いて運転者以外の方向にかかり木を引き倒すことによりかかり木を処理する場合等、作業者に危険を及ぼすおそれのない場合には適用しない。

(安衛則第151条の103、林災防規程第109条関連)

4 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ、調査結果等に適合し、かつ、車両系木材伐出機械による作業方法等を含む作業計画を定め、当該作業計画に基づき作業を行わせること。

(安衛則第151条の89、林災防規程第89条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)

5 事業者は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、あらかじめ、退避場所を選定させ、かつ、伐倒の際に迅速に退避させること。

(安衛則第477条、林災防規程第62条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)

6 事業者は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合において、伐倒しようとする立木の重心が偏しているもの、あるいは、胸高直径が20cm以上のものを伐倒しようとするときは、作業者に、同一形状かつ同じ厚さのものを組みにして、くさびを2本以上用いること等立木が確実に伐倒方向に倒れるような措置を講じさせること。

(林災防規程第67条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)

労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)抜粋

(調査及び記録)

第五十一条の八十八 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、当該車両系木材伐出機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地盤の状態等並びに伐倒する立木及び取り扱う原木等の形状等を調査し、その結果を記録しておくなければならない。

(作業計画)

第五十一条の八十九 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ、前条の規定による調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

一 ～ 二 (略)

三 車両系木材伐出機械による作業の方法及び場所

四 労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送の方法

3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項第二号から第四号までの事項について関係労働者に周知させなければならない。

(接触の防止)

第五十一条の九十五 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系木材伐出機械又は取り扱う原木等に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。

(立入禁止)

第五十一条の九十六 事業者は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、物体の飛来等により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所(当該作業を行っている場所の下方で、原木等が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのある箇所を含む。)に労働者を立ち入らせてはならない。

第五十一条の九十七 事業者は、車両系木材伐出機械(構造上、ブーム、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。)については、そのブーム、アーム等又はこれらにより支持されている原木等の下に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、ブーム、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるときは、この限りでない。

2 (略)

(主たる用途以外の使用の制限)

第五十一条の百三 事業者は、車両系木材伐出機械を、木材グラツプルによるワイヤロープを介した原木等のつり上げ等当該車両系木材伐出機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。

2 前項の規定は、ウインチ及びガイドブロックを用いて運転者以外の方向にかかり木を引き倒すことによりかかり木を処理する場合等、労働者に危険を及ぼすおそれのない場合には、適用しない。

(伐木作業における危険の防止)

第四百七十七条 事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。以下同じ。）を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

一 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。

二 (略)

三 伐倒しようとする立木の胸高直径が二十センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には、適当な幅の切り残しを確保すること。

2 立木を伐倒しようとする労働者は、前項各号に掲げる事項を行わなければならない。

(伐倒の合図)

第四百七十九条 事業者は、伐木の作業を行なうときは、伐倒について一定の合図を定め、当該作業に関係がある労働者に周知させなければならない。

2 事業者は、伐木の作業を行う場合において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者（以下この条及び第四百八十一条第二項において「他の労働者」という。）に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者に、あらかじめ、前項の合図を行わせ、他の労働者が避難したことを確認させた後でなければ、伐倒させてはならない。

3 前項の伐倒の作業に従事する労働者は、同項の危険を生ずるおそれのあるときは、あらかじめ、合図を行ない、他の労働者が避難したことを確認した後でなければ、伐倒してはならない。

(立入禁止)

第四百八十一条 事業者は、造林、伐木、かかり木の処理、造材又は木寄せの作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この章において「造林等の作業」という。）を行っている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。

2 事業者は、伐木の作業を行う場合は、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、他の労働者を立ち入らせてはならない。

3 (略)

（調査及び記録）

第87条 会員は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行う場合には、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

- (1) 地山の地形、地質、き裂、含水、湧水、凍結等の状況
- (2) 架空電線等の有無の状況
- (3) 既設の道路、林道及び作業道の状況
- (4) 立木及び取り扱う原木の形状、種類、径、高さ及び重量
- (5) 緊急車両の走行経路及び携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲

（調査及び記録を踏まえたリスクアセスメント等の実施）

第88条 会員は、前条の車両系木材伐出機械作業に係る調査及び記録を踏まえたリスクアセスメント等を実施しなければならない。

（作業計画）

第89条 会員は、車両系木材伐出機械による作業を行う場合には、第87条の調査結果及び第88条のリスクアセスメントの結果に適合し、かつ、次の各号に掲げる事項を含む作業計画を定め、当該作業計画に基づき作業を行わなければならない。

- (1)～(2) (略)
- (3) 車両系木材伐出機械による作業の方法及び場所
- (4) 緊急車両の走行経路、緊急連絡先及び携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲
- (5) 労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送方法
- (6) 調査及び記録を踏まえたリスクアセスメント結果に基づくリスクの低減対策

2 会員は、前項の作業計画を定めたときは、同項第2号から第6号までの事項について関係作業者に周知させなければならない。

（作業の合図）

第100条 会員は、車両系木材伐出機械による作業を行う場合には、一定の合図を定め、運転者及び作業者にこの合図を行わせなければならない。

（立入禁止）

第101条 会員は、車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、運転中の車両系木材伐出機械又は取り扱う原木等と接触のおそれや飛来、落下等の危険が生ずるおそれのある箇所に作業者を立ち入らせてはならない。

（ブーム、アームの降下等による危険の防止）

第102条 会員は、車両系木材伐出機械については、そのブーム、アーム等又はこれらにより支持されている等の下に作業者を立ち入らせてはならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、ブーム、アーム等が不意に降下することを防ぐため、安全支柱、安全ブロック等を使用させるときは、この限りでない。

(用途以外の使用の制限)

第109条 会員は、車両系木材伐出機械を本来の用途以外に使用してはならない。ただし、かかり木の処理に使用する場合は適用しない。

(立入禁止)

第114条 会員は、伐木等機械（フェラーバンチャ、ハーベスタ、プロセッサ、木材グラップル機等をいう。以下同じ。）による作業を行う場合には、次に掲げる場所に、作業者を立ち入らせてはならない。

- (1) 伐木等機械による作業を行っている場所の下方で、原木の転落又は滑りによる危険を生ずるおそれのある場所
- (2) 作業中の伐木等機械又は扱っている原木に接触するおそれのある箇所
- (3) 伐倒作業中は、運転席から伐倒する立木の高さの2倍以上を半径とする円の範囲内
- (4) 造材作業中は、運転席からブーム、アームを最大に伸ばした距離の2倍以上を半径とする円の範囲内と原木を送る方向

(合図)

第115条 会員は、伐木等機械による作業について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 運転者と他の作業者にトランシーバー等の通信装置を携帯させるか、一定の合図を定め、確実に行わせること。
- (2) 運転者は、機械始動時にクラクションを鳴らして、他の作業者に注意を促すとともに、危険区域内に他の作業人や機械の有無等、周囲の確認のための指差し呼称を行うこと。

(旋回)

第119条 会員は、伐木等機械による作業を行う場合には、伐木等機械の旋回に関し、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) アタッチメント、車両上部及び車両（以下「アタッチメント等」という。）は、適正な速度を保って旋回し、高速での旋回は行わないこと。
- (2) 傾斜地においては、車両下部（走行部）を等高線方向に配置しないこと。
- (3) 林内においてアタッチメント等の旋回は、アタッチメント等が立木等に接触しないよう、十分な広さを有する場所において旋回の範囲内に、他の作業者がいないことを確認した上で行うこと。
- (4) つかんでいる伐倒木や原木が車両に接触しないよう、アタッチメントを車両に近づけた状態で旋回すること。
- (5) 造材する土場において原木をつかんだ状態で旋回するに当たっては、原木や車両後部が他の機械や作業者に当たることのないよう、あらかじめ周囲を確認すること。

(伐倒作業における危険の防止)

第120条 会員は、伐木等機械による伐木の作業を行う場合には、立木を伐倒しようとする作業者に、次の事項を行わせなければならない。

- (1) 伐倒する立木及び林地の状態から倒す方向を見定め、確実に伐倒を行うこと。
- (2) 伐倒する立木の周囲にあるかん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際、その他作業中に危険を生ずるおそれのある障害物は、あらかじめ除去しておくこと。

- (3) 運転席から伐倒する木の高さの2倍以上を半径とする円の範囲内に、他の作業者がいないことを確認すること。
- (4) アタッチメントで鋸断するときは、チェーンソーを他の作業人や運転席の方向に向けないこと。

(木材グラップル機による木寄せ作業)

第123条 会員は、木材グラップル機を用いて木寄せ作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を守らせなければならない。

- (1) ブーム、アームの伸縮又は旋回の操作は、安全な速度により行うこと。
- (2) 斜面下方の原木を引き上げる際は、車両の転倒防止のため、最大使用荷重を守ること。
- (3) 原木が障害物に接触した場合は、原木を引く方向を変更する等により障害物を避けること。
- (4) 最大つかみ荷重（ブーム、アームを前方へ最大に伸ばした状態において持ち上げられる最大荷重のことをいう。）を超えて使用しないこと。
- (5) 斜面上方の原木を引き下げるときは、当該引き下げる原木、その他の原木、転石等が車両に接触しないような場所に車両を設置すること。
- (6) 原木の木寄せ作業は原木1本ごとに行うこと。
- (7) 複数の原木が重なっている場合、上部に集積された原木から順次作業し、中抜きをしないこと。

(作業計画)

第50条 会員は、チェーンソーを用いて伐木造材作業を行う場合には、第48条の調査結果及び前条のリスクアセスメントの結果に適合し、かつ、次の各号に掲げる事項を含む作業計画を定め、当該作業計画に基づき作業を行わなければならない。

- (1) (略)
- (2) 作業の方法(チェーンソー又は車両系木材伐出機械の使用の有無を含む。)、伐倒の方法、伐倒の順序、かかり木処理の作業方法及び困難木の伐倒方法
- (3) 作業の安全対策として、退避場所の設定標示、立入禁止の設定標示、伐倒木、玉切材、枯損木等の転落又は滑動を防止するための措置及びその他安全対策
- (4)～(7) (略)

2 会員は、前項の作業計画を定めたときは、当該作業計画を関係作業者に周知しなければならない。

(伐倒方向と伐倒方法の選択)

第60条 会員は、伐倒方向及びそれに応じた伐倒方法について、次の方法を選択するよう努めなければならない。

- (1) 皆伐等の伐倒方向を自由に選択できる場合において、伐倒方向は、斜め下方又は横方向を選択すること。
- (2) 伐倒方向を下方又は上方とする場合は、選択した方向に伐倒した場合の特質を十分理解して伐倒すること。
ア 下方への伐倒においては、他方向への伐倒に比べて、伐倒木が倒れるときの速度が最も速くなることから、安全に伐倒を行うため、追いつる切りにより伐倒すること。

イ 上方向への伐倒においては、伐倒木が倒れるときに元口が跳ね上がることから、受け口と追い口の間の切り残し（以下「つる」という。）の強度を確保するため、つるを切り過ぎないようにすること。

（退避場所の選定）

第62条 会員は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、あらかじめ、退避場所を選定させ、かつ、伐倒の際に迅速に退避させなければならない。

2 会員は、前項の退避場所は、伐倒方向の反対側で、伐倒木から十分な距離があり、かつ、立木の陰等の安全なところでなければならない。ただし、上方向に伐倒する場合、その他やむを得ない場合は、退避場所を伐倒方向の横方向とすることができる。

（退避路の整理）

第63条 会員は、前条の退避場所に通ずる退避路について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 枝条、さき等で退避の際に危害を及ぼすおそれがあるものを取り除くこと。
- (2) 積雪がある場合には、雪を十分踏み固め、退避が円滑にできるようにすること。

（合図確認と指差し呼称）

第65条 会員は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合には、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 予備合図を行うこと。
- (2) 他の作業者が退避したことを応答合図により確認すること。
- (3) 本合図及び指差し呼称による確認を行った後、伐倒者以外の作業者が、立入禁止区域より確実に退避したことを確認してから伐倒すること。
- (4) 伐倒を完了した後、終了合図をすること。

（受け口及び追い口）

第66条 会員は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合には、作業者に、それぞれの立木について、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 受け口の深さは、伐倒しようとする立木の胸高直径が20センチメートル以上であるときは、伐根直径（根張りの部分を除いて算出するものとする。）の4分の1以上とすること。ただし、胸高直径が70センチメートル以上であるときは、3分の1以上とすること。なお、胸高直径が20センチメートル未満の立木であっても、適切に受け口、追い口及びつるを作ることができる場合は、受け口を作ること。
- (2) 受け口の下切り面と斜め切り面とのなす角度は、45度を基本とし、少なくとも30度以上とすること。受け口の下切りと斜め切りの終わりの部分を一致させ（以下、この一致した線を「会合線」という。）、かつ、会合線は水平とすること。
- (3) 追い口の位置は、受け口の高さの下から3分の2程度の高さとし、水平に切り込むこと。
- (4) 追い口切りの切り込みの深さは、つるの幅が伐根直径の10分の1程度残るようにし、切り込み過ぎないこと。

(くさびの使用)

第67条 会員は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合において、伐倒しようとする立木の重心が偏しているもの、あるいは、胸高直径が20センチメートル以上のものを伐倒しようとするときは、作業者に、同一形状かつ同じ厚さのものを組みにして、くさびを2本以上用いること等立木が確実に伐倒方向に倒れるような措置を講じさせなければならない。

2 会員は、作業者に第1項の作業を行わせる場合には、次の各号に掲げる事項を行わせるよう努めなければならない。

(1) くさびは立木の大きさに応じて本数を増やすこと。

(2) くさびの打ち込み時のずれ及び凍結時の抜けの防止のため、表面を滑りにくく加工したくさびを使用すること。

(立入禁止)

第68条 会員は、立木を伐倒する場合は、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の樹高の2倍相当の距離の範囲内に他の作業者を立ち入らせてはならない。

2 会員は、近接して伐倒作業を行う場合は、高い方の樹高の2.5倍相当の距離の範囲内に他の作業者を立ち入らせてはならない。また、それぞれの伐倒者の退避場所の選定の際には、前項の立入禁止区域内に入らないように、退避場所を確保させなければならない。

6 作業計画等

(1) 調査及び記録

事業者は、伐木等作業を行う場合、伐木等作業を行う範囲を対象に、チェーンソーを用いて伐木の作業を行う場合には表1、チェーンソーを用いて造材の作業を行う場合には表2に示す事項を含め調査し、その結果を記録すること。

なお、当該調査及び記録には、別添1に示す作業計画の標準的な様式を活用することが可能であること。また、伐木等作業、車両系木材伐出機械を用いる作業等の調査及び記録をとりまとめ、一の様式にすることは可能であること。

表1 チェーンソーを用いて伐木の作業を行うための調査に含める事項

① 地形の状況（平地であるか、傾斜であるか（傾斜の緩急、斜面の向き（北向き、南向き等）等を含む。）
② 地質・水はけの状況（岩石地であるか、崩壊地であるか、転石又は浮き石の量及び水はけを含む。）
③ 埋設物・架空線近接の状況
④ 伐倒対象の立木の状況（伐倒の対象となる立木の樹種・樹齢、胸高直径・樹高の状況、立木の大きさのばらつき及び立木の密度を含む。）
⑤ つるがらみ・枝がらみの状況
⑥ 枯損木・風倒木の状況
⑦ 下層植生の状況（かん木・草本の粗密を含む。）
⑧ 緊急車両の走行経路
⑨ 携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲

表2～(2) (略)

(3) 作業計画

ア 事業者は、伐木等作業を行う場合には、あらかじめ、上記(1)を踏まえ、チェーンソーを用いて伐木の作業を行う場合には表3、チェーンソーを用いて造材の作業を行う場合には表4に示す事項を含む作業計画を定めること。なお、作業計画の標準的な様式は、別添1であること。

上記の作業計画は、現場の実態等を踏まえ、伐木等作業に加え、車両系木材伐出機械その他の作業を行うために定める作業計画と合わせて、一の様式とすることも可能であること。

イ 事業者は、上記アにより定めた作業計画に基づき伐木等作業を行うこと。

ウ 上記アにより定めた作業計画について、事業者は労働者に確実に周知を行うこと。なお、例えば、伐木等作業を開始する前に、朝礼等の安全衛生に関する打合せを活用し、作業計画の説明を行う等の方法があること。

表3 チェーンソーを用いて伐木の作業を行うために定める作業計画に含める事項

1	作業地の概況
	① 作業を行う場所
	② 地形の状況
	③ 地質・水はけの状況
	④ 埋設物・架空線近接の状況
	⑤ 緊急車両の走行経路、緊急連絡先
	⑥ 携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲
2	作業の方法等
	① 作業の方法（チェーンソー・車両系木材伐出機械の使用の有無を含む。）
	② 伐倒の方法
	③ 伐倒の順序
	④ かかり木処理の作業方法
3	作業の安全対策
	① 伐倒作業における退避場所の設定標示
	② 伐木作業における立入禁止の設定標示
	③ 伐倒作業における合図の方法
	④ 伐倒木、玉切材、枯損木等の転落又は滑動を防止するための措置
	⑤ その他安全対策

表4～（5） （略）。

7 チェーンソーを用いて行う伐木の作業

（1） （略）

（2） 作業に伴う立入禁止区域及び退避等

ア 安衛則第481条を踏まえ、労働者がチェーンソーを用いて伐木の作業（以下「伐木作業」という。）を行う場合には、常に安全な距離を確保すること。

イ 同条第1項に基づき、伐倒木等が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせないこと。

ウ 同条第2項に基づき、伐木作業を行うときには、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること。また、隣接して伐倒作業を行う場合においても、伐倒しようとする立木それぞれの高さの2.5倍に相当する距離を半径とする円の内側に伐倒者以外の労働者を立ち入らせないこと。なお、伐倒者以外の労働者が伐倒する労働者に必要な安全指導・支援等を行うことにより、より安全に伐倒作業を行う場合には、当該伐倒者以外の労働者が上記の区域内に立ち入ることを禁止するものではないこと。

エ 安衛則第477条第1項第1号に基づき、事業者は、それぞれの立木について、伐倒者に、伐倒前に伐倒方向の反対側の木の陰などの退避場所及び退避ルートを選定させること。なお、退避ルート上にかん木、枝条等の退避の障害になるものがある場合にはあらかじめ取り除いておくこと。

オ 安衛則第479条第2項に基づき、事業者は、伐倒者に、伐倒に当たって伐倒の合図をさせ、伐倒者以外の労働者の退避を確認した後でなければ、伐倒させてはならないこと。

カ 伐倒者は、追い口が浮き始めたら、伐倒方向を確認した後、直ちに退避すること。

(3) 基本的伐倒作業

ア 概要 (図2参照)

伐倒作業において、正しい受け口切り及び追い口切りによって、受け口と追い口の間には適当な幅の切り残し(以下「つる」という。)を正しく残すこと。

なお、安衛則第477条第1項第3号に基づき、伐倒しようとする立木の胸高直径が20センチメートル以上であるときは、伐根直径の4分の1以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、技術的に困難である場合を除き、伐根直径の10分の1程度となるように、つるを確保すること。

伐木に従事する労働者の知識、経験等を踏まえ、胸高直径20センチメートル未満の立木であっても、適切に受け口、追い口及び切り残しを作ることができる場合は、受け口を作ることが望ましいこと。

また、2個以上の同一形状のくさびを使用して行うことを原則とすること。なお、立木の重心の移動等を踏まえ、くさびを使用すること。

なお、諸外国では、別添2中参考1及び参考2に示す方法により伐倒される場合があること。

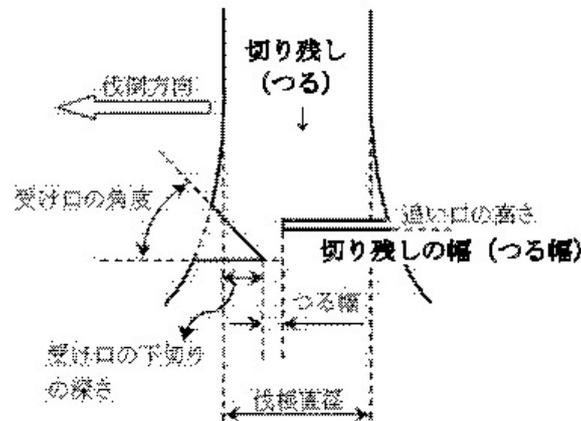


図2 受け口、追い口及び切り残し(つる)の関係

イ 受け口切り (図2参照)

以下の手順により受け口を切ること。

なお、伐根直径については、立木の根張りを含めるものではないこと。

(ア) 必要に応じて、根張りを切り取る。ただし、空洞木、腐朽木、傾き木等については切り取らないこと。

(イ) 受け口の下切りの深さが伐根直径の1/4以上となるように水平に切ること。なお、胸高直径が70センチメートル以上の立木の場合は、1/3以上となるようにすること。

(ウ) 受け口の斜め切りは、下切りに対して30度から45度までの角度で行うこと。このとき、下切り及び斜め切りの終わりの部分を一致させること。

(エ) 斜め切りを先に行い、その後下切りを行うこともできること。下切りを行う場合、下切りを斜めに切り上げることによって受け口の角度をより広くとることは問題がないこと。

ウ 追い口切り (図2参照)

(ア) 追い口切りは、受け口の高さの下から2/3程度の位置とし、水平に切り込むこと。

(イ) 追い口切りの切込みの深さは、つる幅が伐根直径の1/10程度となるようにし、切り込みすぎないこと。

エ くさびの打ち込み (図3参照)

(ア) くさびは、のこ道の確保及び伐倒方向を確実なものとするため等に用いるものであること。

(イ) 追い口切りにおけるのこ道の確保のため、薄いくさびを使用すること。

(ウ) その後、切り幅の進行を確認しつつ、重心を移動させるための厚いくさびを使用すること。

(エ) 上記によりくさびを複数同時に使用する場合は同一形状かつ同じ厚さのものを組にして使用すること。

(オ) 打ち込み時のずれ及び凍結時の抜けの防止のため、表面を滑りにくく加工したくさびの使用が望ましいこと。

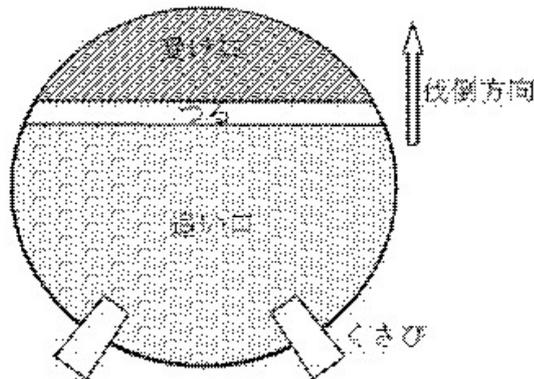


図3 くさびの打ち込み位置の例

オ 伐倒及び退避

(ア) くさびを用いる場合は、追い口切りと、くさびの打ち込みを交互に行い、最後は必ずくさびを打ち込むことによって、伐倒すること。

(イ) くさびの打ち込みで、追い口が浮き始めたら、ただちに退避すること。

(ウ) くさびは、立木の大きさに応じて本数を増やすこと。

(4) 追いつる切り (図4参照)

偏心の程度が著しい立木又は裂けやすい木では、以下の手順による追いつる切りが安全に伐倒する方法として有効であること。

ア 受け口を切ること。

イ 追い口を切るときに、受け口の反対側となる部分の幹は切らず、突っ込み切りにより側面からチェーンソーを水平に深く入れること。突っ込み切りの際には、チェーンソーのバー先端部上側が立木に触れるとキックバックするおそれがあることに留意すること。

ウ チェーンソーで水平切りを行い、一方で、受け口の反対側となる幹の部分を追いつるとして残しておくこと。

エ 最後に追いつるを切ることにより、伐倒すること。

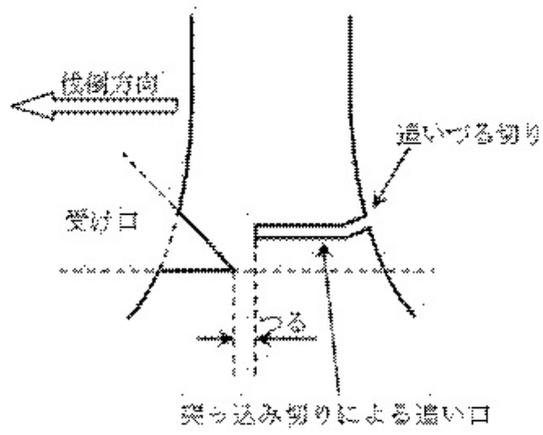


図4 追いつる切り

(5) (略)

令和 6 年度

<林 野 庁 集 計>

令和7年1月15日現在

国有林野事業の実行に係わる
請負事業体等の重大災害報告
(概 況)

区 分	生 産	造 林	林 道	治 山	その他	立 販	樹木採取権	計
本 年 度 累 計	3					4		7
前年度同期累計	3			1				4
前 年 度 計	3			1				4

注1：森林整備事業の活用型や誘導伐に関連する災害は生産事業に分類している。

注2：法令上の労働災害に該当しない場合（被災者が事業主である等）については計上していない。

1 森林管理局・署等名	北海道森林管理局 渡島森林管理署
2 事業の種類	立木販売（複層伐、列状間伐）
3 災害発生日時等	令和7年1月7日（火）10時30分発生（推定）（死亡：令和7年1月7日（火）16時03分 死因：出血性ショック）
4 災害発生場所	北海道亀田郡七飯町 軍川国有林 2124 林班ち小班
5 契約相手方	北海道檜山郡厚沢部町字鶉町 108-5 有限会社 館坂事業所 代表取締役 館坂 政幸
6 事業実行事業体	北海道亀田郡七飯町本町 3-19-2 合同会社 佐々木造材 代表取締役 佐々木 雅人（5との関係：下請）
7 被災者年齢等	年齢：51歳 性別：男 雇用区分：常雇 社会保険等加入状況：労、退、健、厚、雇
8 従事作業	伐倒作業
9 災害の概況	<p>当日、被災者は同僚2名（同僚A：巻立作業後に木寄せ作業、同僚B：検知作業後に伐倒作業）と複層伐の伐倒作業に従事していた。同僚C（現場責任者）は、7時50分頃現場到着後に当日の作業内容等の指示を出し下山した。</p> <p>被災者は、8時15分頃から伐倒作業を開始し、10時00分頃に巻立作業を終了した同僚Aと合流した。なお、9時20分頃には検知作業を終了した同僚Bも伐倒作業を開始した。</p> <p>10時30分頃に、被災者（伐倒作業の経験年数：8年5ヶ月）と同僚A（51歳、男、木材伐出機械等による作業の経験年数10年7ヶ月）は、ホオノキ（胸高直径36cm、樹高：22m）を木材グラップル機で押しながら伐倒しようとした。被災者がホオノキに追い口を入れ始めた時に、同僚Aは被災者を目視するとともに木材グラップル機のブザーで合図を鳴らし、木材グラップル機のアタッチメントをホオノキの幹に当て伐倒方向に押しして伐倒した。（なお、伐倒の際にクサビは使用していな</p>

	<p>かった。)被災者は伐倒後、伐根から約1 m付近に待機した。伐倒した際に雪が舞い視界不良となったが、同僚Aは、被災者に合図をすることなく伐倒木を木材グラップル機のアタッチメントで挟み作業道脇に木寄せした。視界が開けた際、横向きに倒れている被災者を発見した同僚Aは、被災者の元に駆けつけ、被災者を担ぎ木材グラップル機まで搬送した。(呼吸・意識はあり、出血はなかった。)</p> <p>10時35分頃、木材グラップル機に到着し、同僚Aは被災者を同乗させ、同僚Bに携帯電話により状況を報告し合流するよう連絡のうえ、通勤車両の停車場所である土場まで搬送した。</p> <p>10時50分頃、同僚Bと合流し被災者を木材グラップル機から同僚Bが運転するフォワーダに乗り換えて、土場まで搬送した。</p> <p>11時05分頃、土場到着後に通勤車両に乗り換え、同僚A・同僚B(運転)とともに函館五稜郭病院に向け被災者を搬送した。</p> <p>13時00分頃、函館五稜郭病院に到着した。(病院到着後も意識・呼吸はあった。)</p> <p>13時04分頃、同僚Bは同僚Cに状況を電話により連絡した。</p> <p>13時08分頃、同僚Bは被災者親族(姉)に状況を電話により連絡した。</p> <p>17時30分頃、病院から死亡の報告を受けた。(なお、遺体は司法解剖のため北海道大学病院へ搬送された。)</p> <p>現地確認及び事業体等への聞き取り状況から、同僚Aが木材グラップル機により木寄せをした際、被災者の左腹部に木材グラップル機のアタッチメントが当たり被災したものと推定される。</p> <p>傷病名：死亡 死因：出血性ショック(原因：腹膜損傷)</p> <p>主 因：○立入禁止区域内での行為 木材グラップル機の作業範囲内に被災者を立ち入らせ、作業を実施したため。 ○周囲の確認不足 視界不良の状況下で、被災者の位置を確認することなく木材グラップル機を操作したため。</p>
10 そ の 他	

災害発生箇所位置図
北海道亀田郡七飯町 軍川国有林2124林班ち小班
 (S=1/300,000)



災害発生箇所

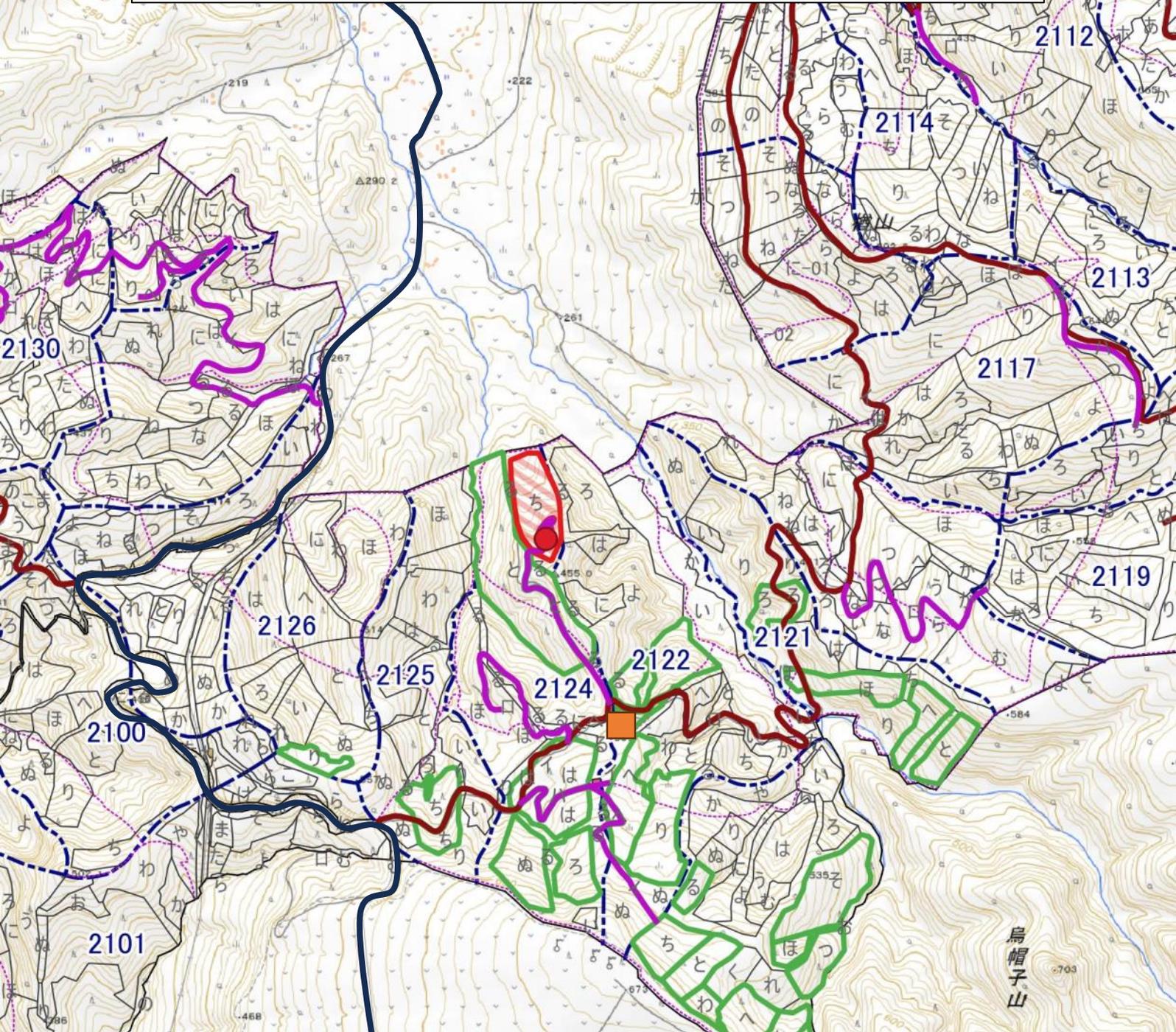
函館五稜郭病院

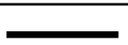
自 ~ 至	距離 (km)	時間 (分)
災害発生箇所～土場	1	16 (徒歩)
土場～林道入口	1	2
林道入口～函館五稜郭病院	25	35
林道入口～渡島森林管理署	63	76

2132

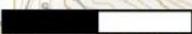
カリマ川林道 カリマ川林道

災害発生箇所位置図
北海道亀田郡七飯町 軍川国有林2124林班ち小班
 (S=1/20,000)

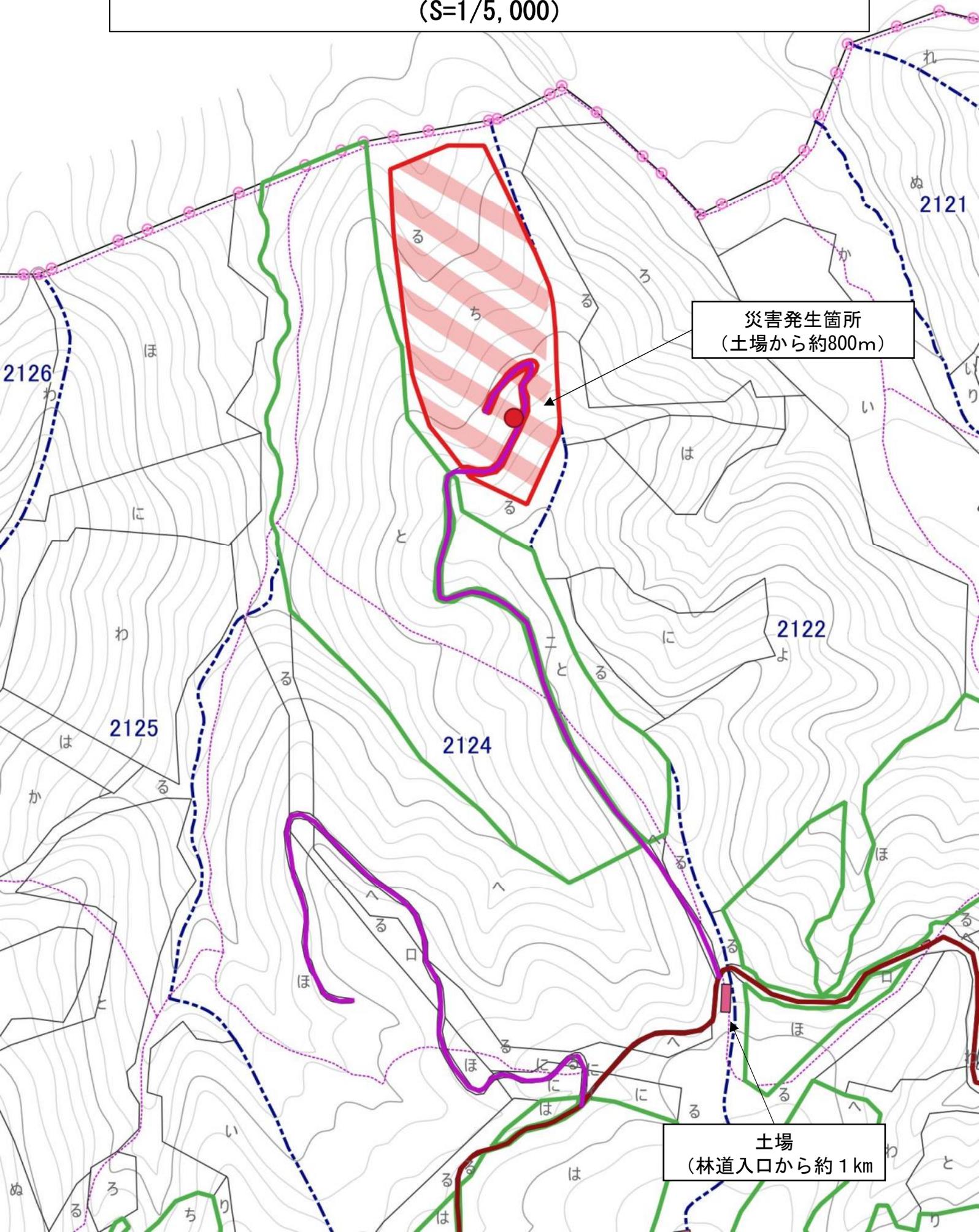


凡 例	
	災害発生箇所
	土場
	立木販売箇所（災害発生伐区）
	立木販売箇所
	作業道
	林道
	町道

0 250 500 m

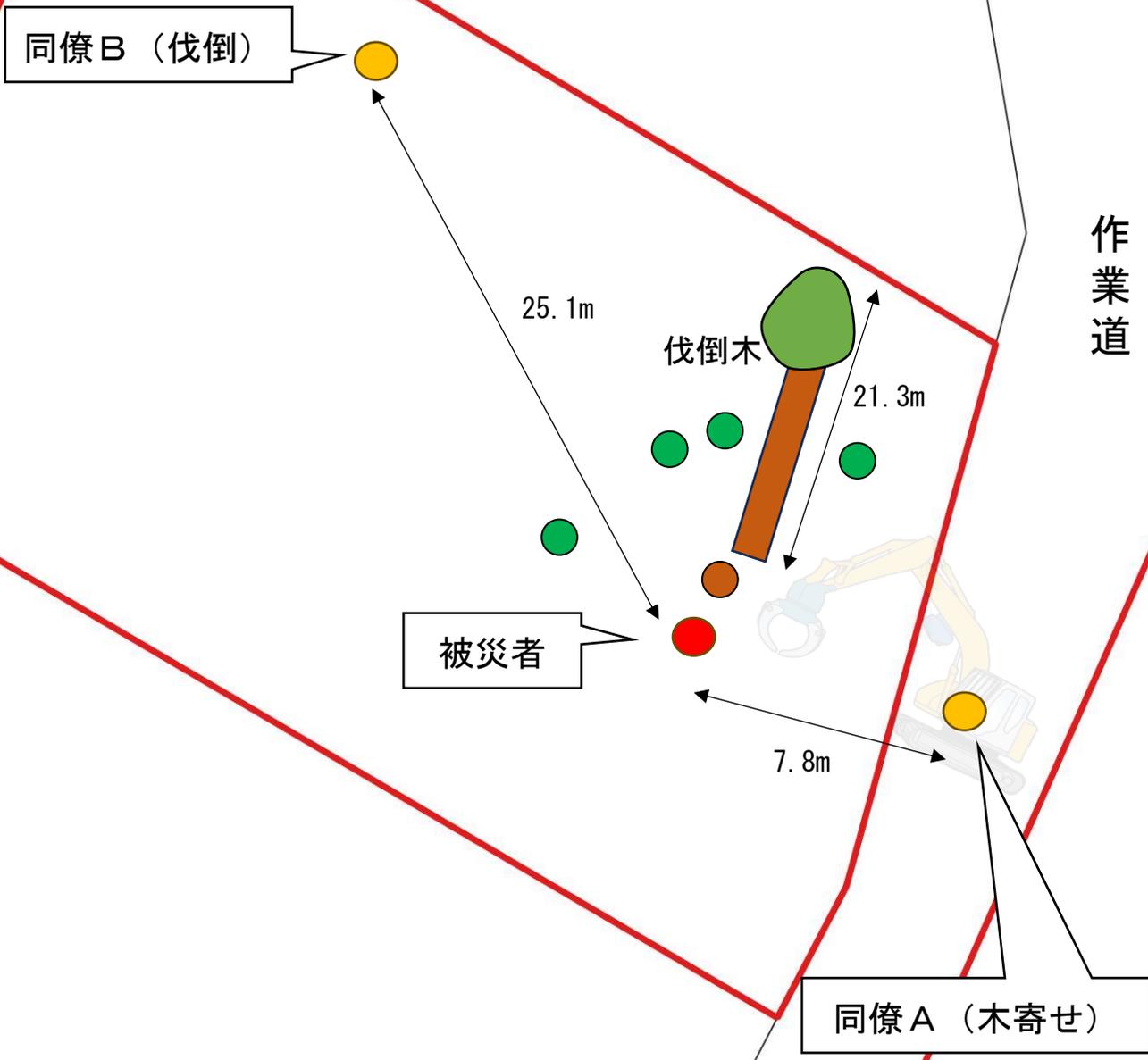


災害発生箇所位置図
北海道亀田郡七飯町 軍川国有林2124林班ち小班
(S=1/5,000)



作業配置状況図

北海道亀田郡七飯町 軍川国有林2124林班ち小班

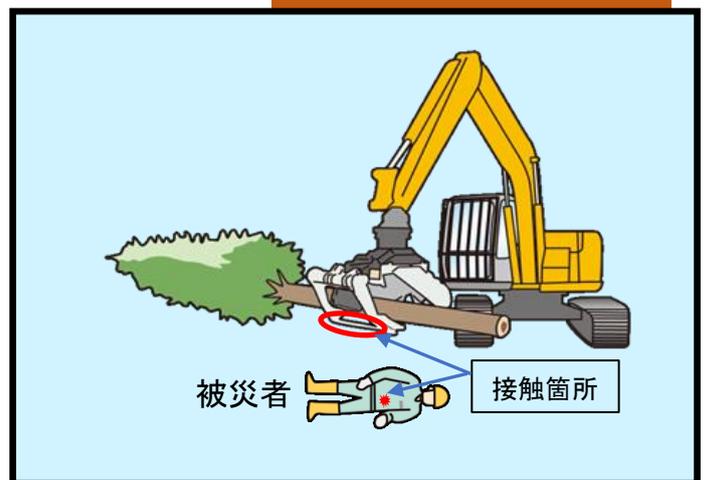
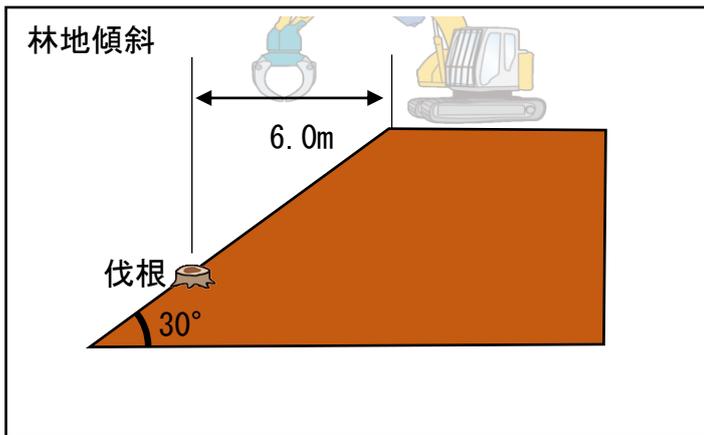
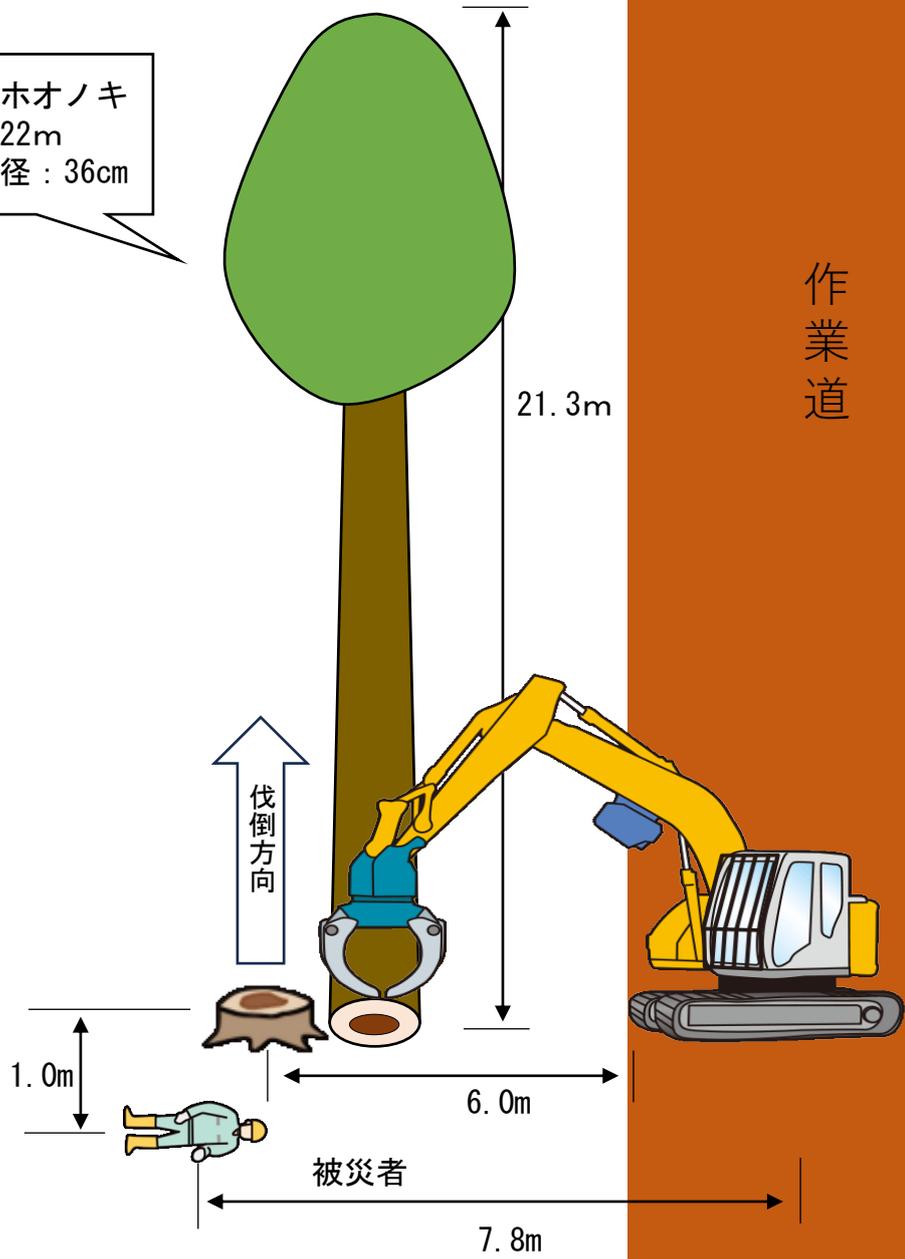


□	伐区
●	伐根
●	立木

災害発生見取図

北海道亀田郡七飯町 軍川国有林2124林班ち小班

樹種：ホオノキ
樹高：22m
胸高直径：36cm



災害箇所状況写真
北海道亀田郡七飯町 軍川国有林 2124 林班ち小班

被災箇所の位置関係（側面側から）

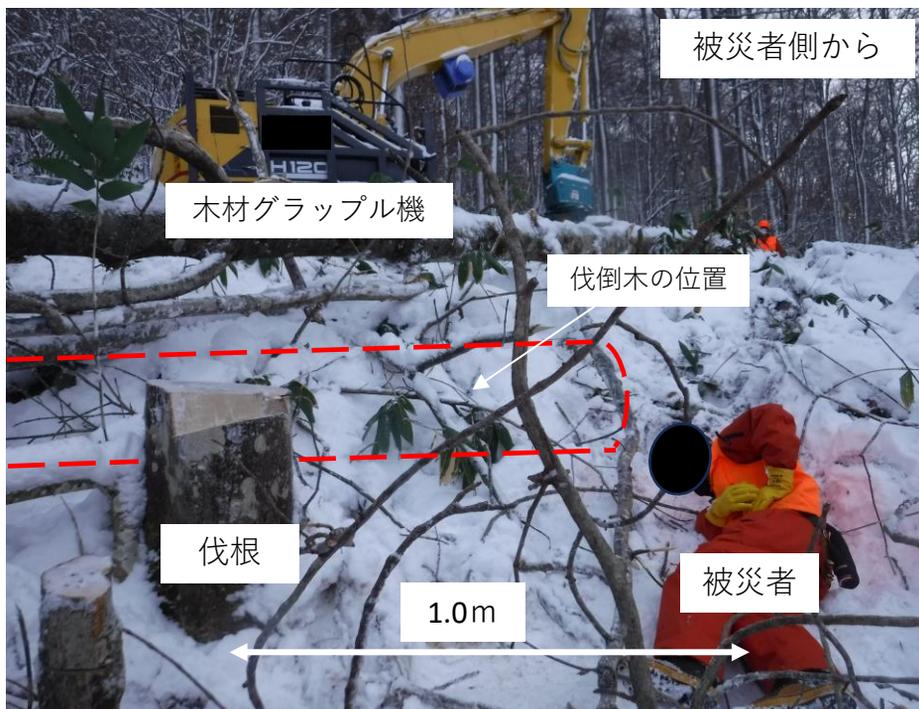


被災箇所の位置関係（被災者側から）



災害箇所状況写真
北海道亀田郡七飯町 軍川国有林 2124 林班ち小班

被災者発見時の状況（推定）

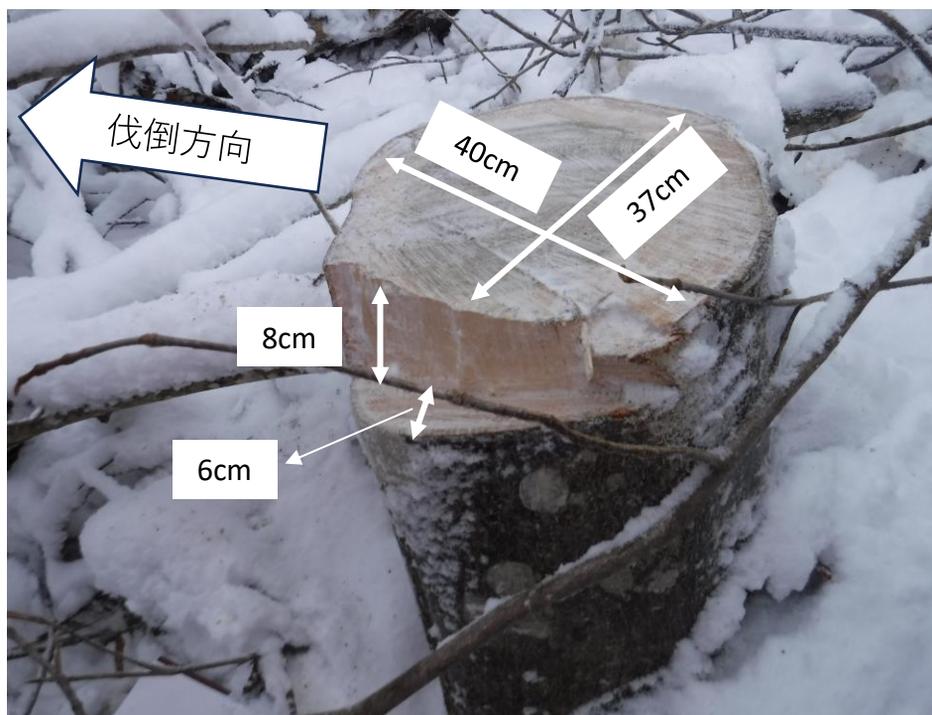


災害箇所状況写真
北海道亀田郡七飯町 軍川国有林 2124 林班ち小班

木材グラップル機のアタッチメント



被災直前に伐倒したホオノキの伐根



事務連絡
令和7年3月3日

各森林管理局
森林整備部長 殿
(請負事業体等労働安全衛生担当扱い)

林野庁業務課長

請負事業体等の重大災害の発生について

令和7年1月8日、北海道森林管理局管内の造林請負事業において発生した重大災害の概要を別添のとおり送付する。

今回の災害は、伐倒作業の際、伐倒木（シラカバ）を伐倒したところ、伐倒木が隣接していたトドマツにかかり木となった状態で、被災者に持病の症状があらわれたため対処しようとした際、かかり木となっていた伐倒木がトドマツから外れて倒れ、跳ね上がった伐倒木が被災者に当たるとともに、被災者が地面に倒れた際に背中を倒木で強打し受災したと推定されるものである。

本災害は、かかり木が発生したにもかかわらず、速やかにかかり木の処理が行われなかったこと、安全な場所へ迅速に退避させなかったことにより受災したものと推察され、安全作業に係る基本的事項が遵守されておらず、請負事業体等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される事態である。

このため、各森林管理局署においては、あらゆる機会をとらえて、請負事業体、立木販売の買受者、樹木採取権者に対し、別紙関連法令等を踏まえ、契約約款や仕様書等に基づき、下記を中心とした安全作業に係る基本的事項について改めて周知徹底し、類似災害の防止に努めるよう注意喚起するとともに、労働基準監督署との緊密な連絡協調を図り、各署等の実態に応じて適切な指導を行われたい。併せて、事業者への注意喚起事項が現場作業員まで周知・徹底されるよう要請されたい。

また、関係職員等に対し、本件災害概要等について周知を図られたい。

なお、これらの対応とともに、「請負事業体等の労働災害防止対策の推進について」（令和6年4月25日付け林野庁業務課長事務連絡）に基づく現場巡視等を適切に実施されたい。

記

- 1 事業者は、伐木の作業を行う場合において、既にかかり木が生じている場合又はかかり木が生じた場合は、速やかに当該かかり木を処理させること。

ただし、速やかに、かつ、確実にかかり木を処理することが困難で、かかり

木をやむを得ず一時的に放置する場合には、当該かかり木による危険が生ずるおそれがある場所に当該かかり木の処理の作業に従事する作業員以外の者が近づかないよう、標識の掲示、テープを回すこと等の立入禁止の措置を講じさせること。

(安衛則第478条、林災防規程第70条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)

2 事業者は、伐木の作業を行う場合には、作業員に、あらかじめ、退避場所を選定させ、かつ、伐倒の際に迅速に退避させること。

(安衛則第477条、林災防規程第62条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)

3 事業者は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合において、伐倒しようとする立木の重心が偏しているもの、あるいは、胸高直径が20cm以上のものを伐倒しようとするときは、作業員に、同一形状かつ同じ厚さのものを組みにして、くさびを2本以上用いること等立木が確実に伐倒方向に倒れるような措置を講じさせること。

(林災防規程第67条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)

担当：業務課企画官（水源地域整備担当）

労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)抜粋

(伐木作業における危険の防止)

第四百七十七条 事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。以下同じ。）を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

- 一 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。
 - 二 かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。
 - 三 伐倒しようとする立木の胸高直径が二十センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には、適当な幅の切り残しを確保すること。
- 2 立木を伐倒しようとする労働者は、前項各号に掲げる事項を行わなければならない。

(かかり木の処理の作業における危険の防止)

第四百七十八条 事業者は、伐木の作業を行う場合において、既にかかり木が生じている場合又はかかり木が生じた場合は、速やかに当該かかり木を処理しなければならない。ただし、速やかに処理することが困難なときは、速やかに当該かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずる箇所において、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を縄張、標識の設置等の措置によつて明示した後、遅滞なく、処理することをもつて足りる。

- 2 事業者は、前項の規定に基づき労働者にかかり木の処理を行わせる場合は、かかり木が激突することによる危険を防止するため、かかり木にかかっている立木を伐倒させ、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒させてはならない。
- 3 第一項の処理の作業に従事する労働者は、かかり木が激突することによる危険を防止するため、かかり木にかかっている立木を伐倒し、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒してはならない。

（作業計画）

第50条 会員は、チェーンソーを用いて伐木造材作業を行う場合には、第48条の調査結果及び前条のリスクアセスメントの結果に適合し、かつ、次の各号に掲げる事項を含む作業計画を定め、当該作業計画に基づき作業を行わなければならない。

(1) (略)

(2) 作業の方法(チェーンソー又は車両系木材伐出機械の使用の有無を含む。)、伐倒の方法、伐倒の順序、かかり木処理の作業方法及び困難木の伐倒方法

(3) 作業の安全対策として、退避場所の設定標示、立入禁止の設定標示、伐倒木、玉切材、枯損木等の転落又は滑動を防止するための措置及びその他安全対策

(4)～(7) (略)

2 会員は、前項の作業計画を定めたときは、当該作業計画を関係作業者に周知しなければならない。

（作業計画に基づく実施）

第69条 会員は、第50条第1項第2号において、かかり木処理の作業方法を作業計画に定めたときは、当該作業計画に定めた機械器具等を用意して、作業現場に配置しなければならない。

2 会員は、かかり木が発生したときは、速やかに当該作業計画に定めた作業方法でかかり木処理を行わなければならない。

3 会員は、当該作業計画に定めたかかり木処理の作業方法では十分な安全を確保できないときは、作業指揮者の指示の下、その他の安全な方法により対処しなければならない。ただし、それが困難な場合には、第70条第1項第1号オの措置を講じなければならない。

（かかり木の処理における安全な作業の徹底）

第70条 会員は、既にかかり木が生じている場合又はかかり木が生じた場合には、作業者に当該かかり木を速やかに処理させるとともに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該かかり木の処理の作業について安全な作業をさせるため次のアからオまでの事項を行わせること。

ア 当該かかり木の径級、状況、作業場所及び周囲の地形等の状況を確認すること。

イ 当該かかり木が生じた後速やかに、当該かかり木により危険を生ずるおそれのある場所から安全に退避できる退避場所を選定すること。

ウ 当該かかり木の処理の作業の開始前又は開始後において、当該かかり木がはずれ始め、作業者に危険が生ずるおそれがある場合、イで選定した退避場所に作業者を退避させること。

エ かかり木が生じた後、やむを得ず当該かかり木を一時的に放置する場合を除き、当該かかり木の処理の作業を終えるまでの間、当該かかり木の状況について常に注意を払うこと。

オ 速やかに、かつ、確実にかかり木を処理することが困難で、かかり木をやむを得ず一時的に放置する場合には、当該かかり木による危険が生ずるおそれがある場所に当該かかり木の処理の作業に従事する作業員以外の作業員等が近づかないよう、標識の掲示、テープを回すこと等の立入禁止の措置を講じさせること。

- (2) 作業は、できるだけ2人以上の組となるように調整すること。
- (3) 機械器具等は、次のアからウまでに掲げる場合に応じて使用し、安全な作業方法により処理すること。

ア 車両系木材伐出機械（伐木等機械、走行集材機械及び架線集材機械（機械集材装置又は簡易架線集材装置の集材機として用いている場合を除く。）をいう。以下同じ。）、機械集材装置、簡易架線集材装置等を使用できる場合には、原則として、これらを使用して、当該かかり木を外すこと。

イ 当該かかり木の胸高直径が20センチメートル以上である場合又はかかり木が容易に外れないことが予想される場合は、けん引具等を使用し、当該かかり木を外すこと。

ウ 当該かかり木の胸高直径が20センチメートル未満であって、かつ、当該かかり木が容易に外れることが予想される場合は、木回し、フェリングレバー、ターニングストラップ、ロープ等を使用して、かかり木を外すこと。

- 2 作業者はかかり木の処理について、次のアからオまでに掲げる事項を行ってはならない。

ア かかられている木を伐倒することにより、かかり木全体を倒すこと。

イ 他の立木を伐倒し、かかり木に激突させることにより、かかり木を外すこと。

ウ かかり木を元玉切りし、地面等に落下させることにより、かかり木を外すこと。

エ かかり木を肩に担ぎ、移動すること等により、かかり木を外すこと。

オ かかられている木に上り、かかり木又はかかられている木の枝条を切り落とすこと等により、かかり木を外すこと。

（伐倒作業前の準備）

第59条 会員は、伐倒作業に当たり、作業者に次の事項について事前に確認させ、必要な措置を行った後に伐倒させなければならない。

- (1) 林道、歩道等の通行路及び周囲の作業者の位置、地形、転石、風向、風速等を確認すること。
- (2) 立木の樹種、重心、つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯損木、枯れ枝等の有無を確認すること。
- (3) 跳ね返りや落下、倒木等による危険の可能性のある立木、枝、枯損木等については事前に確認すること。
- (4) かん木、枝条、ササ、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを確認すること。

（退避場所の選定）

第62条 会員は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、あらかじめ、退避場所を選定させ、かつ、伐倒の際に迅速に退避させなければならない。

- 2 会員は、前項の退避場所は、伐倒方向の反対側で、伐倒木から十分な距離があり、かつ、立木の陰等の安全なところでなければならない。ただし、上方向に伐倒する場合、その他やむを得ない場合は、退避場所を伐倒方向の横方向とすることができる。

(退避路の整理)

第63条 会員は、前条の退避場所に通ずる退避路について、作業者に、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 枝条、さき等で退避の際に危害を及ぼすおそれがあるものを取り除くこと。
- (2) 積雪がある場合には、雪を十分踏み固め、退避が円滑にできるようにすること。

(くさびの使用)

第67条 会員は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合において、伐倒しようとする立木の重心が偏しているもの、あるいは、胸高直径が20センチメートル以上のものを伐倒しようとするときは、作業者に、同一形状かつ同じ厚さのものを組みにして、くさびを2本以上用いること等立木が確実に伐倒方向に倒れるような措置を講じさせなければならない。

2 会員は、作業者に第1項の作業を行わせる場合には、次の各号に掲げる事項を行わせるよう努めなければならない。

- (1) くさびは立木の大きさに応じて本数を増やすこと。
- (2) くさびの打ち込み時のずれ及び凍結時の抜けの防止のため、表面を滑りにくく加工したくさびを使用すること。

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（平成27年12月7日
付け基発1207第3号）抜粋

6 作業計画等

(1) 調査及び記録

事業者は、伐木等作業を行う場合、伐木等作業を行う範囲を対象に、チェーンソーを用いて伐木の作業を行う場合には表1、チェーンソーを用いて造材の作業を行う場合には表2に示す事項を含め調査し、その結果を記録すること。

なお、当該調査及び記録には、別添1に示す作業計画の標準的な様式を活用することが可能であること。また、伐木等作業、車両系木材伐出機械を用いる作業等の調査及び記録をとりまとめ、一の様式にすることは可能であること。

表1 チェーンソーを用いて伐木の作業を行うための調査に含める事項

① 地形の状況（平地であるか、傾斜であるか（傾斜の緩急、斜面の向き（北向き、南向き等））等を含む。）
② 地質・水はけの状況（岩石地であるか、崩壊地であるか、転石又は浮き石の量及び水はけを含む。）
③ 埋設物・架空線近接の状況
④ 伐倒対象の立木の状況（伐倒の対象となる立木の樹種・樹齢、胸高直径・樹高の状況、立木の大きさのばらつき及び立木の密度を含む。）
⑤ つるがらみ・枝がらみの状況
⑥ 枯損木・風倒木の状況
⑦ 下層植生の状況（かん木・草本の粗密を含む。）
⑧ 緊急車両の走行経路
⑨ 携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲

表2～(2) (略)

(3) 作業計画

ア 事業者は、伐木等作業を行う場合には、あらかじめ、上記(1)を踏まえ、チェーンソーを用いて伐木の作業を行う場合には表3、チェーンソーを用いて造材の作業を行う場合には表4に示す事項を含む作業計画を定めること。なお、作業計画の標準的な様式は、別添1であること。

上記の作業計画は、現場の実態等を踏まえ、伐木等作業に加え、車両系木材伐出機械その他の作業を行うために定める作業計画と合わせて、一の様式とすることも可能であること。

なお、上記(2)に基づく、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置については、上記の作業計画を定める場合にも活用できること。

イ 事業者は、上記アにより定めた作業計画に基づき伐木等作業を行うこと。

ウ 上記アにより定めた作業計画について、事業者は労働者に確実に周知を行うこと。なお、例えば、伐木等作業を開始する前に、朝礼等の安全衛生に関する打合せを活用し、作業計画の説明を行う等の方法があること。

表3 チェーンソーを用いて伐木の作業を行うために定める作業計画に含める事項

1	作業地の概況
①	作業を行う場所
②	地形の状況
③	地質・水はけの状況
④	埋設物・架空線近接の状況
⑤	緊急車両の走行経路、緊急連絡先
⑥	携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲
2	作業の方法等
①	作業の方法（チェーンソー・車両系木材伐出機械の使用の有無を含む。）
②	伐倒の方法
③	伐倒の順序
④	かかり木処理の作業方法
3	作業の安全対策
①	伐倒作業における退避場所の設定標示
②	伐木作業における立入禁止の設定標示
③	伐倒作業における合図の方法
④	伐倒木、玉切材、枯損木等の転落又は滑動を防止するための措置
⑤	その他安全対策

表4～(5) (略)

7 チェーンソーを用いて行う伐木の作業

(1) 作業前の準備

ア 林道、歩道等の通行路及び周囲の作業者の位置、地形、転石、風向、風速等を確認すること。

イ 立木の樹種、重心、つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯れ枝の有無等を確認すること。

ウ (略)

エ 安衛則第477条第1項第2号に基づき、かん木、枝条、ササ、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。あわせて、跳ね返りによる危険が生じる可能性のある立木、枝、枯損木等についても取り除くことが望ましいこと。

(2) 作業に伴う立入禁止区域及び退避等

ア～ウ (略)

エ 安衛則第477条第1項第1号に基づき、事業者は、それぞれの立木について、伐倒者に、伐倒前に伐倒方向の反対側の木の陰などの退避場所及び退避ルートを選定させること。なお、退避ルート上にかん木、枝条等の退避の障害になるものがある場合にはあらかじめ取り除いておくこと。

オ (略)

カ 伐倒者は、追い口が浮き始めたら、伐倒方向を確認した後、直ちに退避すること。

(3) 基本的伐倒作業

ア 概要 (図2参照)

伐倒作業において、正しい受け口切り及び追い口切りによって、受け口と追い口の間には適当な幅の切り残し(以下「つる」という。)を正しく残すこと。なお、安衛則第477条第1項第3号に基づき、伐倒しようとする立木の胸高直径が20センチメートル以上であるときは、伐根直径の4分の1以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、技術的に困難である場合を除き、伐根直径の10分の1程度となるように、つるを確保すること。

伐木に従事する労働者の知識、経験等を踏まえ、胸高直径20センチメートル未満の立木であっても、適切に受け口、追い口及び切り残しを作ることができる場合は、受け口を作ることが望ましいこと。

また、2個以上の同一形状のくさびを使用して行うことを原則とすること。なお、立木の重心の移動等を踏まえ、くさびを使用すること。

なお、諸外国では、別添2中参考1及び参考2に示す方法により伐倒される場合があること。

図2～ウ (略)

エ くさびの打ち込み (図3参照)

(ア) くさびは、のこ道の確保及び伐倒方向を確実なものとするため等に用いるものであること。

(イ) 追い口切りにおけるのこ道の確保のため、薄いくさびを使用すること。

(ウ) その後、切り幅の進行を確認しつつ、重心を移動させるための厚いくさびを使用すること。

(エ) 上記によりくさびを複数同時に使用する場合は同一形状かつ同じ厚さのものを組にして使用すること。

(オ) 打ち込み時のずれ及び凍結時の抜けの防止のため、表面を滑りにくく加工したくさびの使用が望ましいこと。

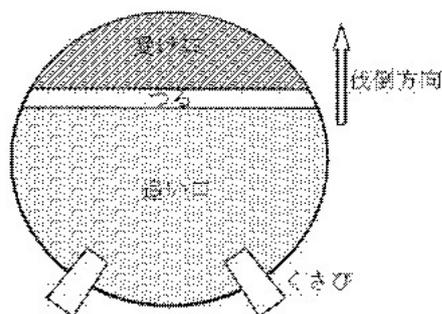


図3 くさびの打ち込み位置の例

オ 伐倒及び退避

(ア) くさびを用いる場合は、追い口切りと、くさびの打ち込みを交互に行い、最後は必ずくさびを打ち込むことによって、伐倒すること。

(イ) くさびの打ち込みで、追い口が浮き始めたら、ただちに退避すること。

(ウ) くさびは、立木の大きさに応じて本数を増やすこと。

(4) (略)

(5) かかり木の処理

かかり木の処理の作業を行う場合には、別添2に示した方法により、安全に処理すること。

(別添2)

かかり木の処理の作業における安全の確保に関する事項

1 基本的な考え方

かかり木の処理の作業は、危険を伴う作業であるため、作業を行う場所において安全の確保に関する調査を行い、その結果を踏まえ作業計画を定め、的確に、かかり木の処理の作業を行うことが必要である。

このため、かかり木の処理の作業における労働災害を防止するためには、次の①から④に示す措置の確実な実施が必要であり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(平成27年12月7日付け基発1207第3号。以下「ガイドライン」という。)においては、このような措置を講ずる上で必要となる具体的な事項を中心に示すものである。

る具体的な事項を中心に示すものである。

- ① ガイドラインの6の(1)を踏まえ、かかり木に係る事項についても調査及び記録を行い、かかり木の処理の作業の方法及び順序等について、ガイドラインの6の(3)に基づく作業計画を定めること。
- ② 適切な機械器具等の使用、労働者の確実な退避等安全な作業を徹底すること。
- ③ かかり木を一時的に放置せざるを得ない場合における講ずべき措置を徹底すること。
- ④ かかり木の処理の作業における禁止事項を徹底すること。

なお、かかり木の処理の作業については、速やかな処理を急ぐばかりに労働者が単独で、かかり木処理の作業における禁止事項等を行うなどの危険な作業を行うことがないように徹底することはもとより、2人以上の労働者でかかり木の処理の作業を行うことなどにより、安全に作業を行うことを優先することとする。

2 具体的な措置

(1) かかり木に係る調査及び記録

ア 調査及び記録、作業計画

ガイドラインの6の(1)の表1又は別添1中の④伐倒対象の立木の状況(伐倒の対象となる立木の樹種・樹齢、胸高直径・樹高の状況、立木の大きさのばらつき及び立木の密度を含む。)、⑤つるがらみ・枝がらみの状況及び⑥枯損木・風倒木の状況に基づき、調査をし、その結果を記録すること。

上記の結果を踏まえ、ガイドラインの6の(3)のアの表3の2の④又は別添1の⑩に示すかかり木の処理の作業の方法に係る作業計画を定める場合には、かかり木の処理に使用する機械器具等を含めること。

イ 必要な機械器具等の使用

上記アで定められた機械器具等を、作業現場に配置又は携行し、使用すること。

(2) 安全な作業の徹底

ア 確実な退避の実施等

(ア) 退避場所の選定等

かかり木の発生後速やかに、当該かかり木の場所から安全に退避できる退避場所を選定すること。

(イ) かかり木の状況の監視等

かかり木が発生した後、当該かかり木を一時的に放置する場合を除き、当該かかり木の処理の作業を終えるまでの間、かかり木の状況について常に注意を払うこと。

(ウ) 確実な退避の実施

かかり木の処理の作業を開始した後、当該かかり木がはずれ始めたときには、上記(ア)で選定した退避場所に労働者を速やかに退避させるようにすること。

また、かかり木の処理の作業を開始する前において、当該かかり木により労働者に危険が生ずるおそれがある場合についても、同様に退避させるようにすること。

イ かかり木の速やかな処理

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第478条第1項に基づき、かかり木が発生した場合には、当該かかり木を速やかに、確実に処理するようにすること。

ただし、同項に基づき、速やかに、確実に処理することが困難である場合については、下記(3)に掲げる措置を的確に講ずること。

ウ 適切な機械器具等の使用

車両系木材伐出機械、機械集材装置及び簡易架線集材装置（以下「車両系木材伐出機械等」という。）の使用の可否の別、かかっている木の径級、かかり木の状況により、次により機械器具等を使用すること。

(ア) 車両系木材伐出機械等を使用できる場合

車両系木材伐出機械等を使用できる場合においては、車両系木材伐出機械等を使用して、かかり木をはずすようにすること。

また、車両系木材伐出機械等を使用する場合には、ガイドブロックを用い、安全な方向に引き倒すようにするとともに、急なウインチの操作、走行、ワイヤロープの巻取り等を行わないようにすること。

(イ) 上記(ア)以外の場合

① かかっている木の胸高直径が20センチメートル以上である場合又はかかり木が容易に外れないことが予想される場合

けん引具等を使用して、かかり木をはずすようにすること。

また、けん引具等を使用する場合には、ガイドブロック等を用い、安全な方向に引き倒すようにするとともに、かかっている木の樹幹にワイヤロープを数回巻き付け、けん引具等によりけん引したときに、かかっている木が回転するようにすること。

② かかっている木の胸高直径が20センチメートル未満であって、かつ、かかり木が容易にはずれることが予想される場合

木回し、フェリングレバー、ターニングストラップ、ロープ等を使用して、かかり木をはずすようにすること。

また、木回し、フェリングレバー、ターニングストラップ等を使用する場合には、かかっている木が安全な方向にはずれるように回転させるようにすること。

さらに、ロープを使用する場合には、必要に応じてガイドブロック等を用い、かかっている木を安全な方向に引き倒すようにすること。

エ かかり木の処理の作業における禁止事項の遵守

かかり木の処理の作業においては、次に掲げる事項を行ってはならないこと。

なお、下記（ア）及び（イ）については、安衛則第478条第2項により禁止されるものであること。なお、同条に定める措置を履行しないことは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第119条第1号（第21条第1項に係る部分に限る。）の規定に違反するものであること。また、下記（ウ）から（オ）までについても、かかり木の処理の作業を安全に行うものであるとは言い難いことから、実施しないよう確実に指導すること。さらに、事業者は、伐木等作業に従事する経験年数が短い労働者に対して、かかり木の処理の作業における禁止事項の遵守を徹底するように確実に指導すること。

（ア） かかられている木の伐倒

かかられている木を伐倒することにより、かかり木全体を倒すこと。なお、かかられている立木を伐倒する場合、かかり木の処理の作業を行う労働者には、かかられている木又はかかっている木に激突される等の危険があること。

（イ） かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒（浴びせ倒し）

他の立木を伐倒し、かかり木に激突させることにより、かかり木を外すこと。なお、かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒する場合、かかり木の処理の作業を行う労働者には、かかり木に接触した伐倒木が予期せぬ方向に倒れる等により、伐倒した立木に激突される等の危険があること。

（ウ） かかっている木の元玉切り

かかっている木について、かかった状態のまま元玉切りをし、地面等に落下させることにより、かかり木を外すこと。なお、かかっている木を元玉切りする場合、かかり木の処理の作業を行う労働者には、かかっている木が転落又は滑動する等の危険があること。

（エ） かかっている木の肩担ぎ

かかっている木を肩に担ぎ、移動すること等により、かかり木を外すこと。なお、かかっている木の肩担ぎをする場合、かかり木の処理の作業を行う労働者にかかっている木の重量が負荷されることにより、当該労働者が転倒する危険、かかっている木が転落又は滑動する等の危険があること。

（オ） かかり木の枝切り

かかられている木に上り、かかっている木又はかかられている木の枝条を切り落とすこと等により、かかり木を外すこと。なお、かかり木の処理の作業を行う労働者が、かかられている立木に上り、かかっている木又はかかられている木の枝条を切り落とす場合、かかっている木が外れる反動等により、当該労働者には転落する等の危険があること。

（3） かかり木を一時的に放置せざるを得ない場合の措置の徹底

かかり木をやむを得ず一時的に放置する場合については、当該かかり木による危険が生ずるおそれがある場所に労働者等が誤って近付かないよう、安衛則第478条第1項に基づき、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を縄張、標識の設置等によって明示すること。

令和 6 年度

<林 野 庁 集 計>

令和7年1月15日現在

国有林野事業の実行に係わる
請負事業体等の重大災害報告
(概 況)

区 分	生 産	造 林	林 道	治 山	その他	立 販	樹木採取権	計
本 年 度 累 計	3					4		7
前年度同期累計	3			1				4
前 年 度 計	3			1				4

注1：森林整備事業の活用型や誘導伐に関連する災害は生産事業に分類している。

注2：法令上の労働災害に該当しない場合（被災者が事業主である等）については計上していない。

1 森林管理局・署等名	北海道森林管理局 網走中部森林管理署
2 事業の種類	造林事業請負（森林環境保全整備事業・保育間伐（活用型））
3 災害発生日時等	令和7年1月8日（水）15時45分頃発生（推定）（死亡：令和7年1月8日（水）18時26分 死因：背面高エネルギー外傷からの出血（肋骨多発骨折、胸椎離断、左右胸腔内大量出血、右大腿骨骨折 他））
4 災害発生場所	北海道常呂郡置戸町 旭国有林48林班る小班
5 契約相手方	北海道常呂郡置戸町字置戸255-22 株式会社遠藤組 代表取締役 遠藤 智子
6 事業実行事業体	同上
7 被災者年齢等	年齢：75歳 性別：男 雇用区分：常雇 社会保険等加入状況：労、退、雇
8 従事作業	伐倒作業
9 災害の概況	<p>当日、被災者は同僚とトドマツ人工林の定性間伐の素材生産作業を行っていた。（午前中は同僚8名で作業、午後から同僚7名で作業（同僚A（伐木造材）、同僚B（伐木造材）、同僚C（木寄せ）、同僚D（玉切り、現場代理人）、同僚E（集材）、同僚F（巻き立て）、同僚G（集材）））</p> <p>12時30分頃、被災者は、午前中から引き続き伐倒作業を行うため、同僚A、同僚Bとともに作業場所を確認し、それぞれの作業場所へ移動した。</p> <p>15時00分頃、土場で作業中の同僚D及び同僚Fは、土場の山側で伐倒作業をしている被災者の姿を土場から目視で確認していた。</p> <p>15時30分頃、集材作業中の同僚C及び同僚Gは、被災者が作業している方向で木が倒れる様子を目視で確認した。（被災者が作業している姿までは確認していない）</p> <p>16時00分頃、土場に戻ってくる予定の時間となったが、被災者が戻ってこなかったため、16時10分頃、同僚7名で捜索を</p>

開始するとともに、同僚Bが無線で被災者に呼びかけたが応答はなかった。

16時40分頃、バックホウ（ザウルスロボ）で捜索していた同僚Cが、集材路を塞いでいるシラカバ伐倒木（胸高直径34cm、樹高22m）を谷側に寄せたところ、近くで捜索していた同僚Gが、寄せたシラカバ伐倒木の元口付近にあったオレンジ色のチャップスに気付き、倒れている被災者を発見した。被災者は意識及び脈がなかったため、心肺蘇生を実施し、集材路まで移動させた。

16時40分頃、同僚Eは、同僚Cから被災者発見を無線で聞き、他の捜索中の同僚へ伝え、同僚D、同僚Fとともに土場に向かい衛星電話の準備を行った。

17時00分頃、同僚Eは、衛星電話の電波状態が悪く通信困難であったため、電波が繋がる場所まで移動して119番通報及び会社へ連絡しようとしたが、電話が弱く通話ができなかった。

17時05分頃、同僚Dは、被災者運搬のため土場からフォワーダで被災者のところへ向かった。

17時12分頃、同僚Eは、北見河川事務所鹿の子ダム管理支所（国土交通省北海道開発局網走開発建設部）まで移動し、支所の電話を借りて119番通報及び会社へ連絡した。

17時30分頃、フォワーダに被災者を乗せ土場まで移動し、車両に寄せ換えて下山した。

17時53分頃、置戸町森林体験交流センター付近で救急車と合流し、救急車に乗せ換えて置戸赤十字病院へ向かった。また、同僚Dは、会社に、救急車が置戸赤十字病院へ向かうことを伝えた。

18時15分頃、置戸赤十字病院へ到着し、18時26分に死亡が確認された。（外傷が見られないため、1月10日（金）に旭川医科大学にて司法解剖を行うこととなった）

1月10日（金）旭川医科大学にて司法解剖が行われた。（死因：背面高エネルギー外傷からの出血他）

なお、被災状況については、現地の状況や契約相手方からの聞き取り等により推定し、次のとおり取りまとめた。

被災者が、伐倒予定のトドマツA（胸高直径36cm、樹高20m）を伐倒するために、伐倒方向にあったシラカバ（胸高直径34cm、樹高22m）を伐倒支障木として伐倒した際、シラカバがトドマツB（胸高直径16cm、樹高13m）にかかり木となった。（くさびは腰袋に携帯していたが、シラカバを伐倒する際に使用した痕跡はなかった。）

この時、被災者に持病の低血糖症状があらわれたため、被災者は、シラカバの伐根付近にチェーンソーを突き刺し、移動しながらヘルメットを脱ぎ、腰袋を外した後、血糖値を上げるために作業服のポケットに入れていた甘い物を食べようとした。

その矢先に、シラカバがトドマツBから外れ、トドマツC（胸高直径26cm、樹高15m）に当たった後、地面に倒れた。シラカバが倒れる際、元口側が跳ね上がり被災者に当たり、被災者は右太腿側をシラカバの下敷きにした状態で倒れた。その際、背中をトドマツD（倒木：被災箇所の径15cm、長さ7m）で強打し、被災したものと推定される。

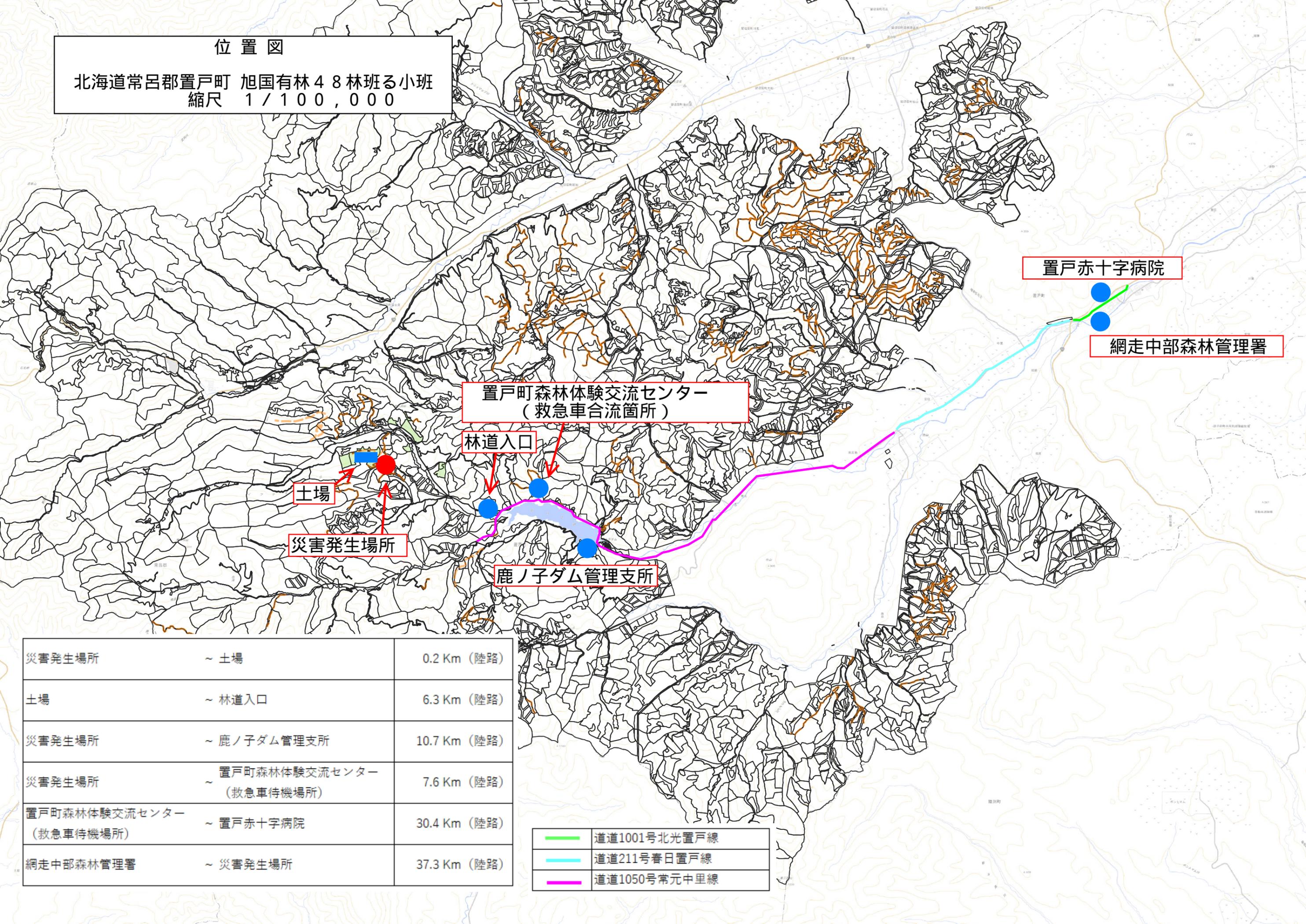
傷病名：死亡 死因：背面高エネルギー外傷からの出血
（肋骨多発骨折、胸椎離断、左右胸腔内大量出血、右大腿骨骨折他）

主 因：○かかり木状態のまま放置したこと。
○伐倒木から離れて退避していなかったこと。

10 そ の 他

位置図

北海道常呂郡置戸町 旭国有林48林班る小班
縮尺 1/100,000



置戸赤十字病院



網走中部森林管理署

置戸町森林体験交流センター
(救急車合流箇所)

林道入口

土場

災害発生場所

鹿ノ子ダム管理支所

災害発生場所	～ 土場	0.2 Km (陸路)
土場	～ 林道入口	6.3 Km (陸路)
災害発生場所	～ 鹿ノ子ダム管理支所	10.7 Km (陸路)
災害発生場所	～ 置戸町森林体験交流センター (救急車待機場所)	7.6 Km (陸路)
置戸町森林体験交流センター (救急車待機場所)	～ 置戸赤十字病院	30.4 Km (陸路)
網走中部森林管理署	～ 災害発生場所	37.3 Km (陸路)

	道道1001号北光置戸線
	道道211号春日置戸線
	道道1050号常元中里線

1124

作業発生箇所 位置図
 北海道常呂郡置戸町 旭国有林 48林班の小班
 縮尺：1/20,000

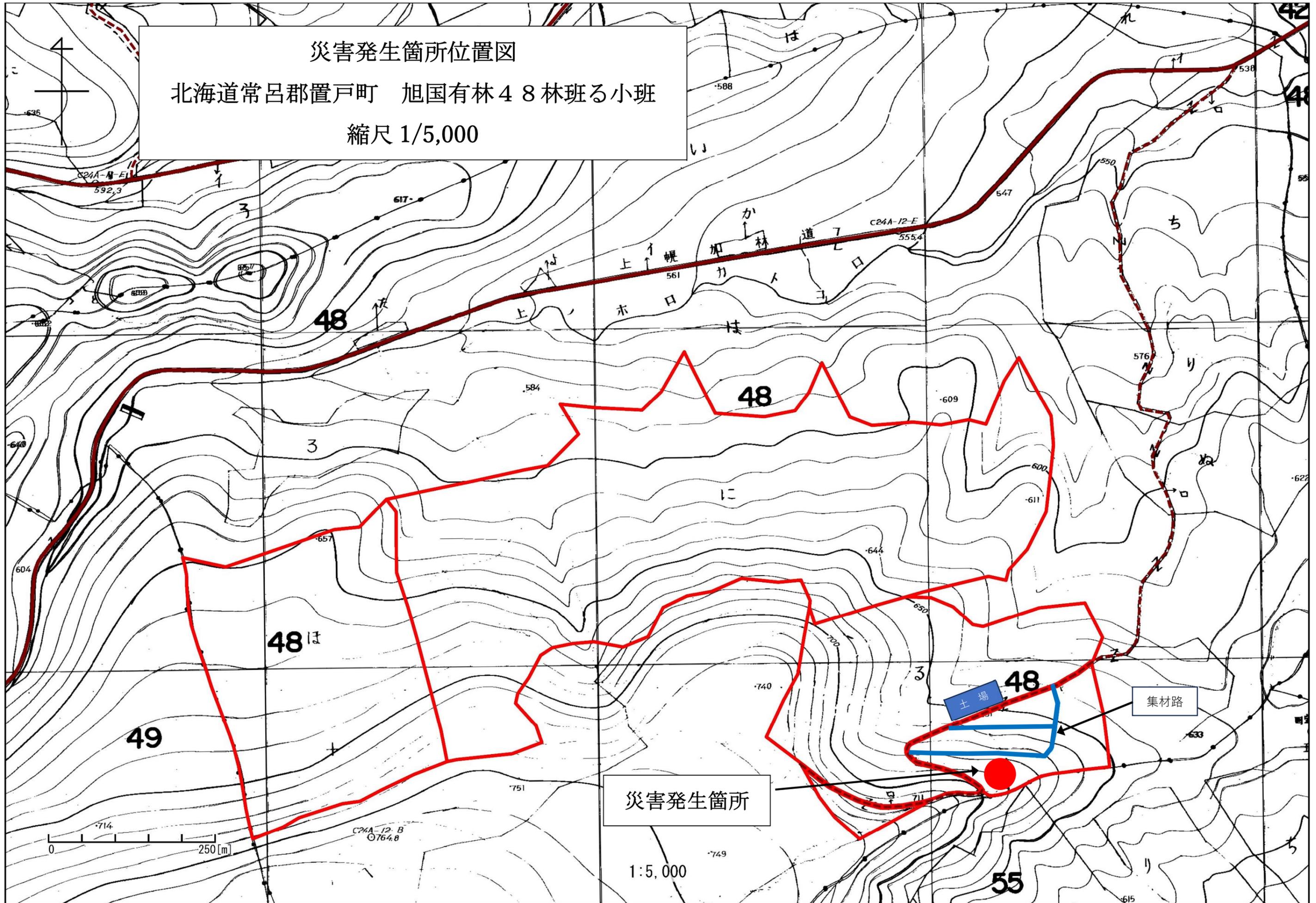


凡 例	
公道舗装/非舗装	====
林道	———
その他道路	———
既設道(森林作業道)	———
保育間伐(活用型)	■

災害発生箇所位置図

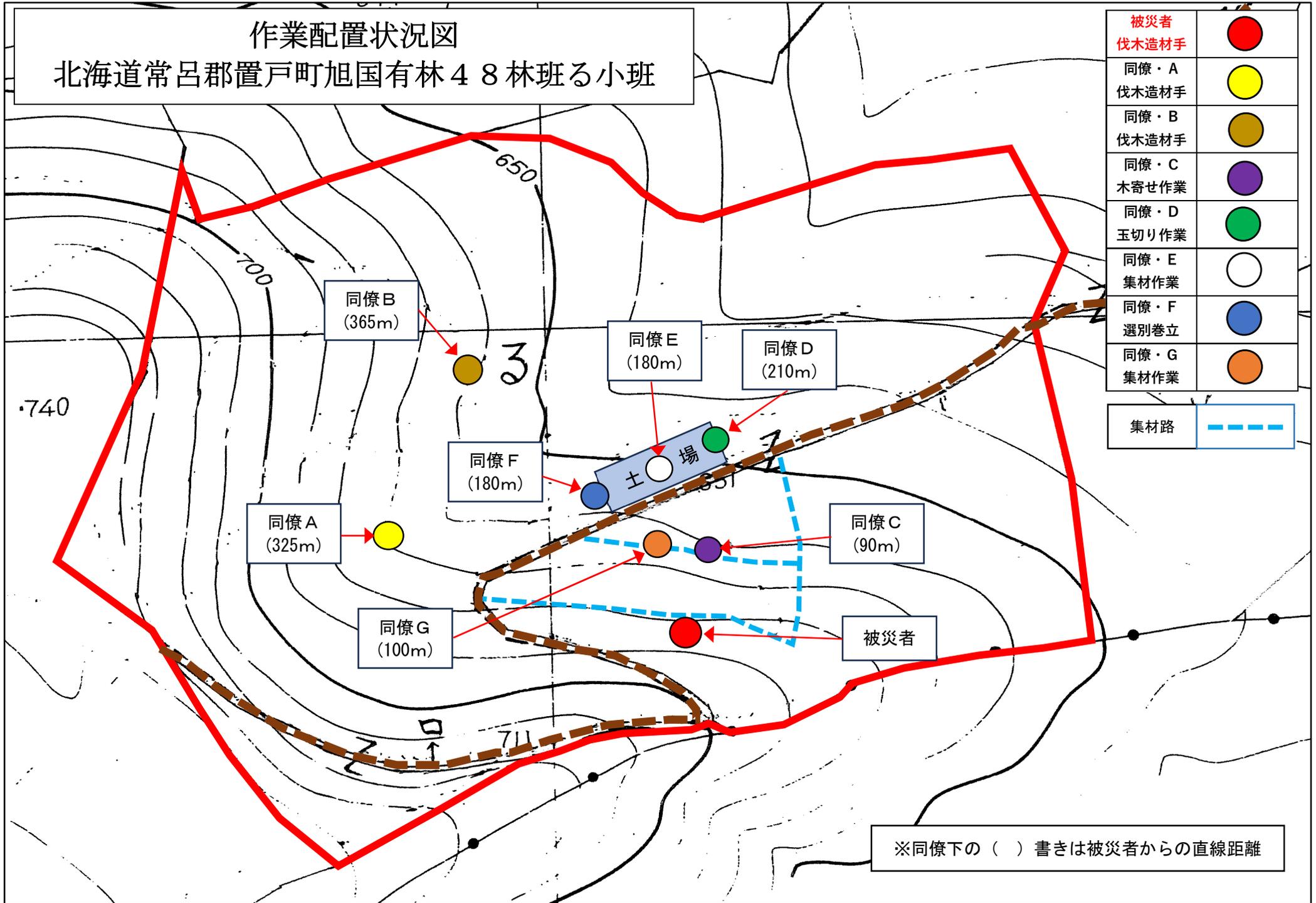
北海道常呂郡置戸町 旭国有林48林班る小班

縮尺 1/5,000



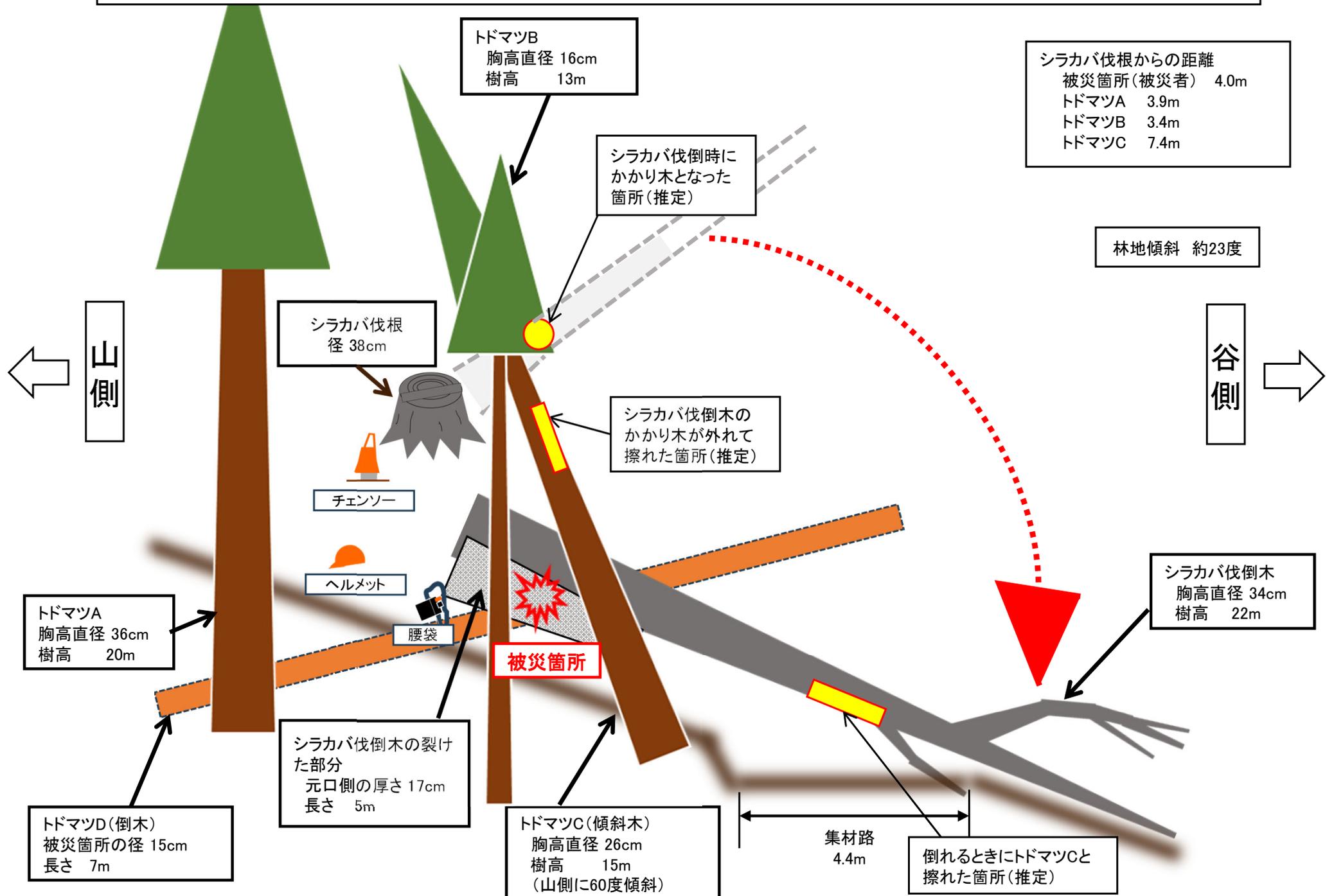
作業配置状況図

北海道常呂郡置戸町旭国有林48林班る小班



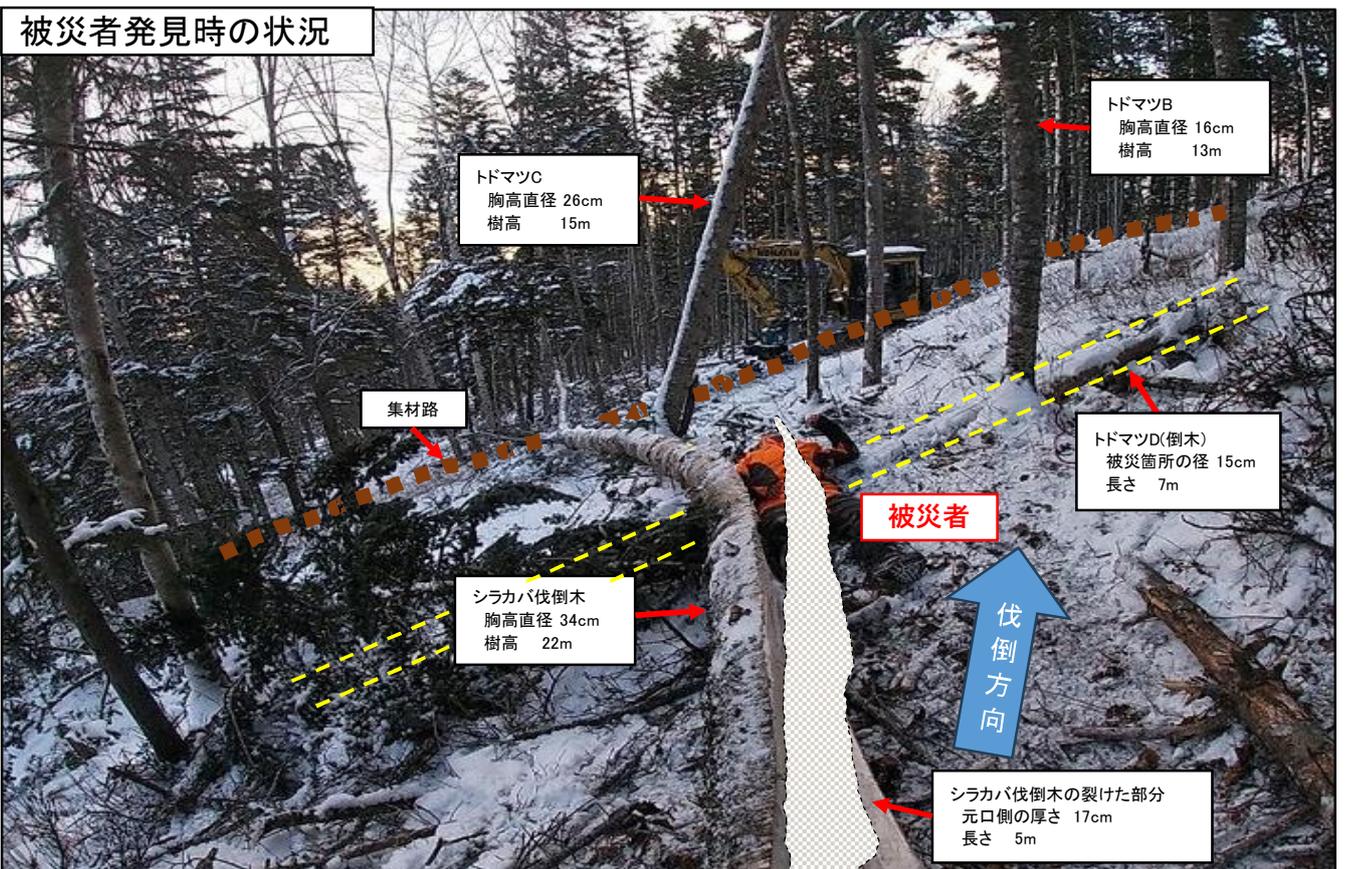
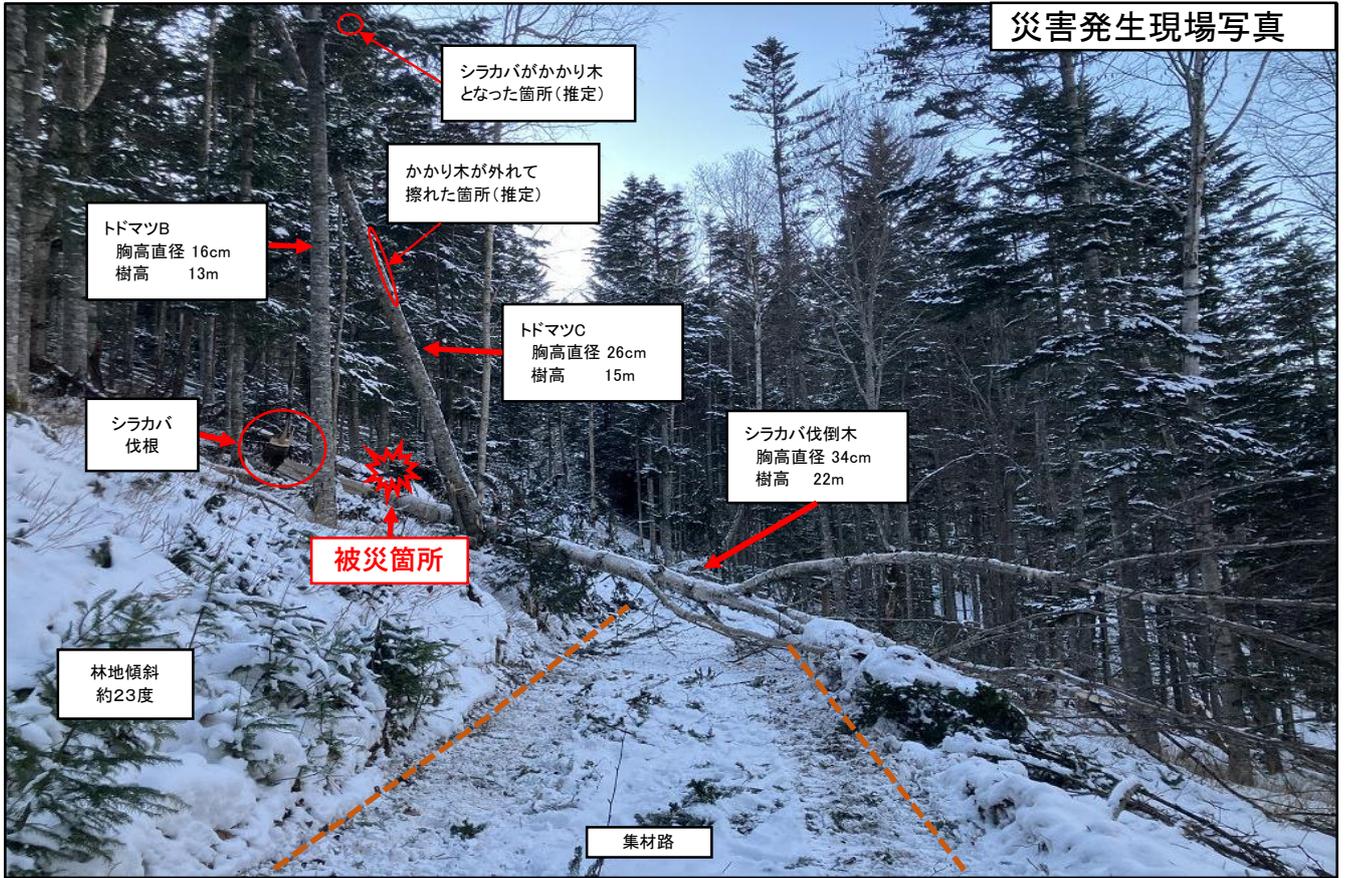
災害発生見取図

北海道常呂郡置戸町 旭国有林48林班る小班



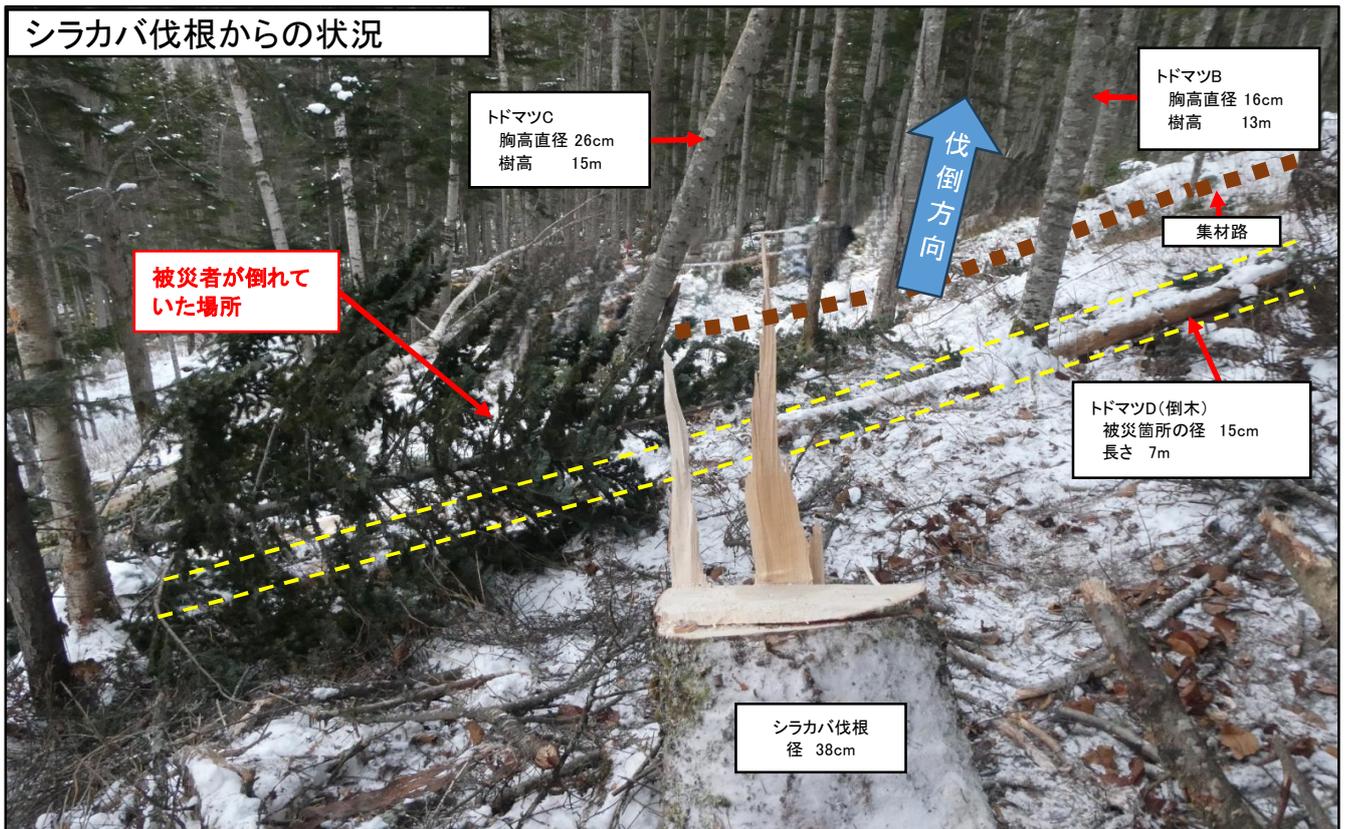
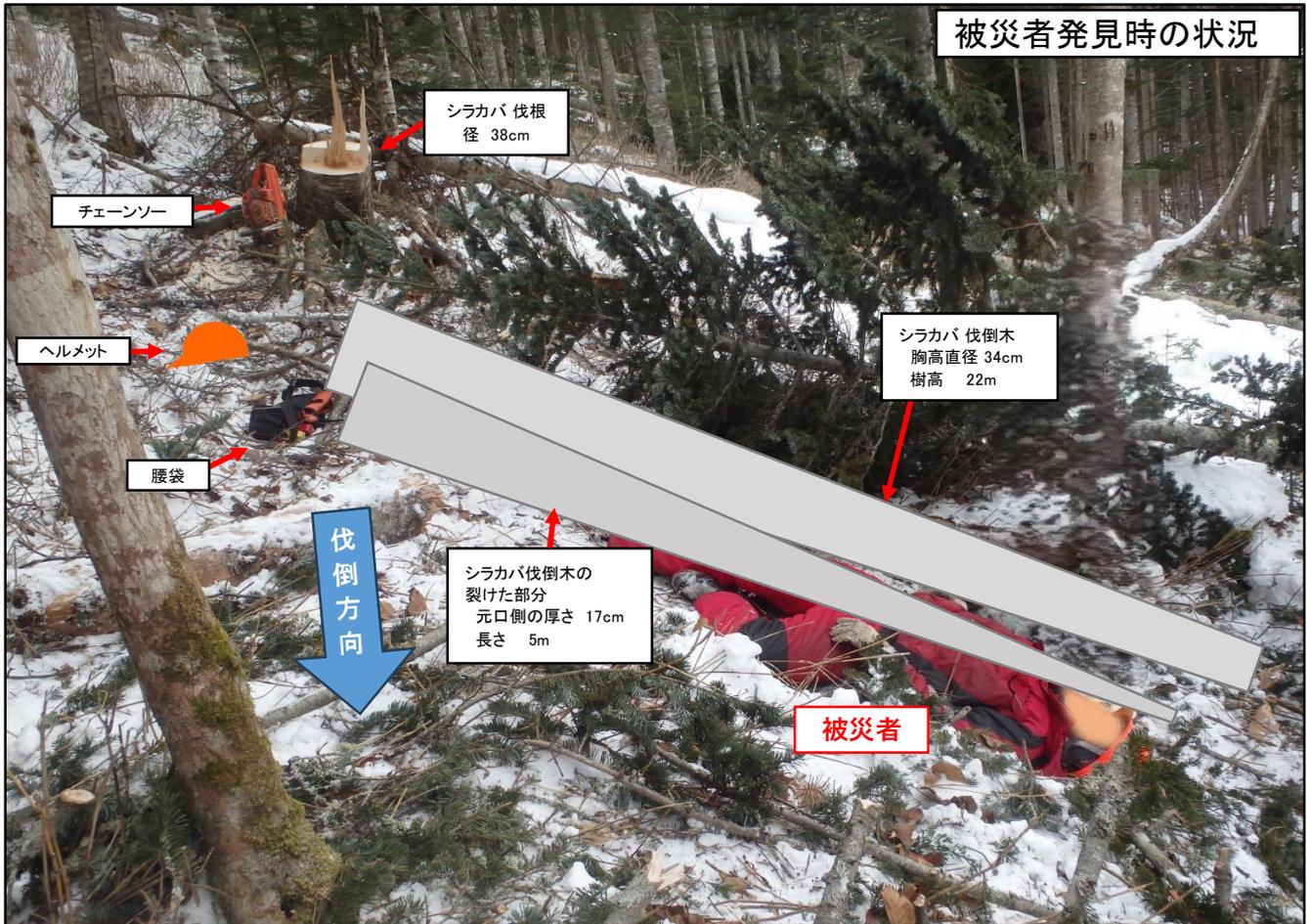
災害発生状況現地写真

北海道常呂郡置戸町 旭国有林48林班る小班



災害発生状況現地写真

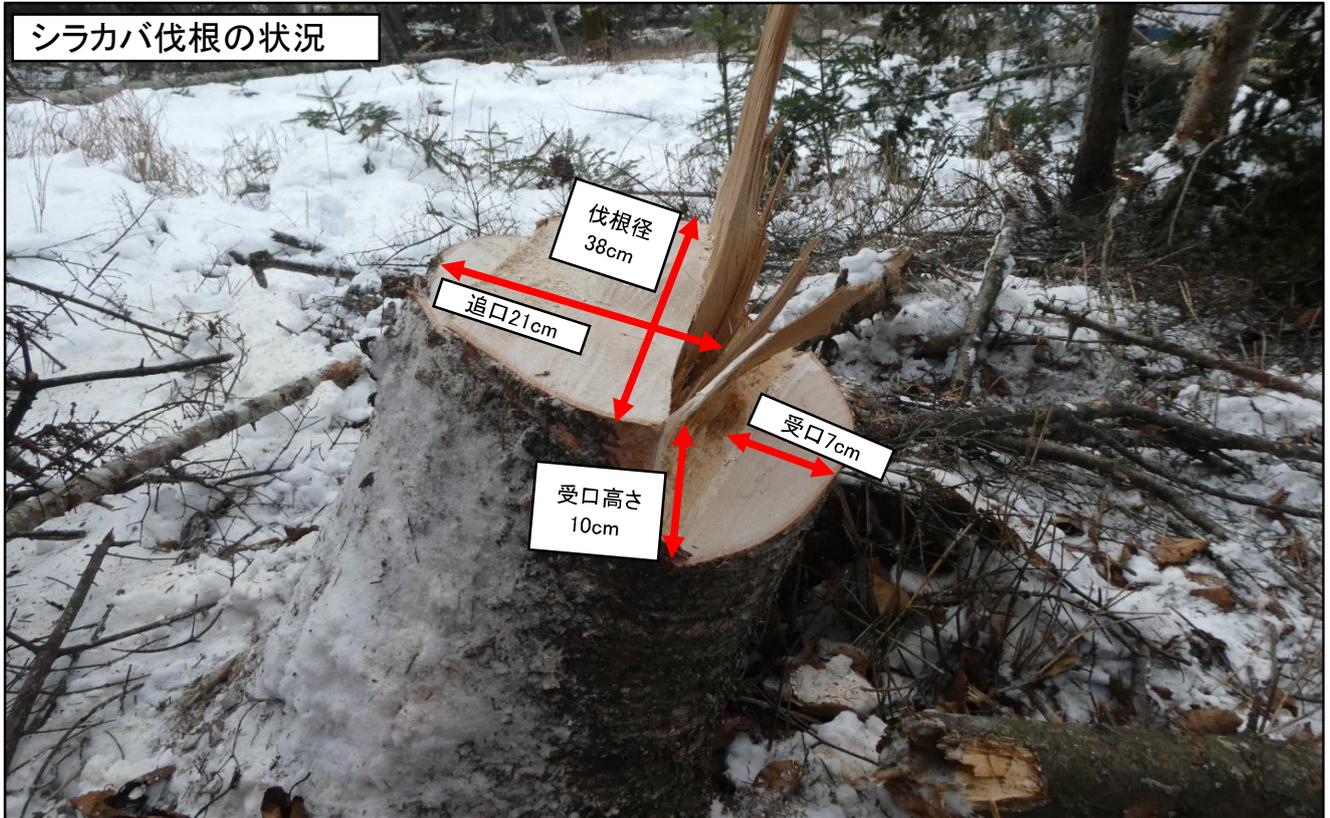
北海道常呂郡置戸町 旭国有林48林班る小班



災害発生状況現地写真

北海道常呂郡置戸町 旭国有林48林班る小班

シラカバ伐根の状況



シラカバ伐倒木と裂けた部分の状況



※ 災害発生場所から移動後の写真

災害発生状況現地写真

北海道常呂郡置戸町 旭国有林48林班る小班

シラカバ伐倒木がトドマツCと擦れた跡



トドマツCがシラカバ伐倒木と擦れた跡

